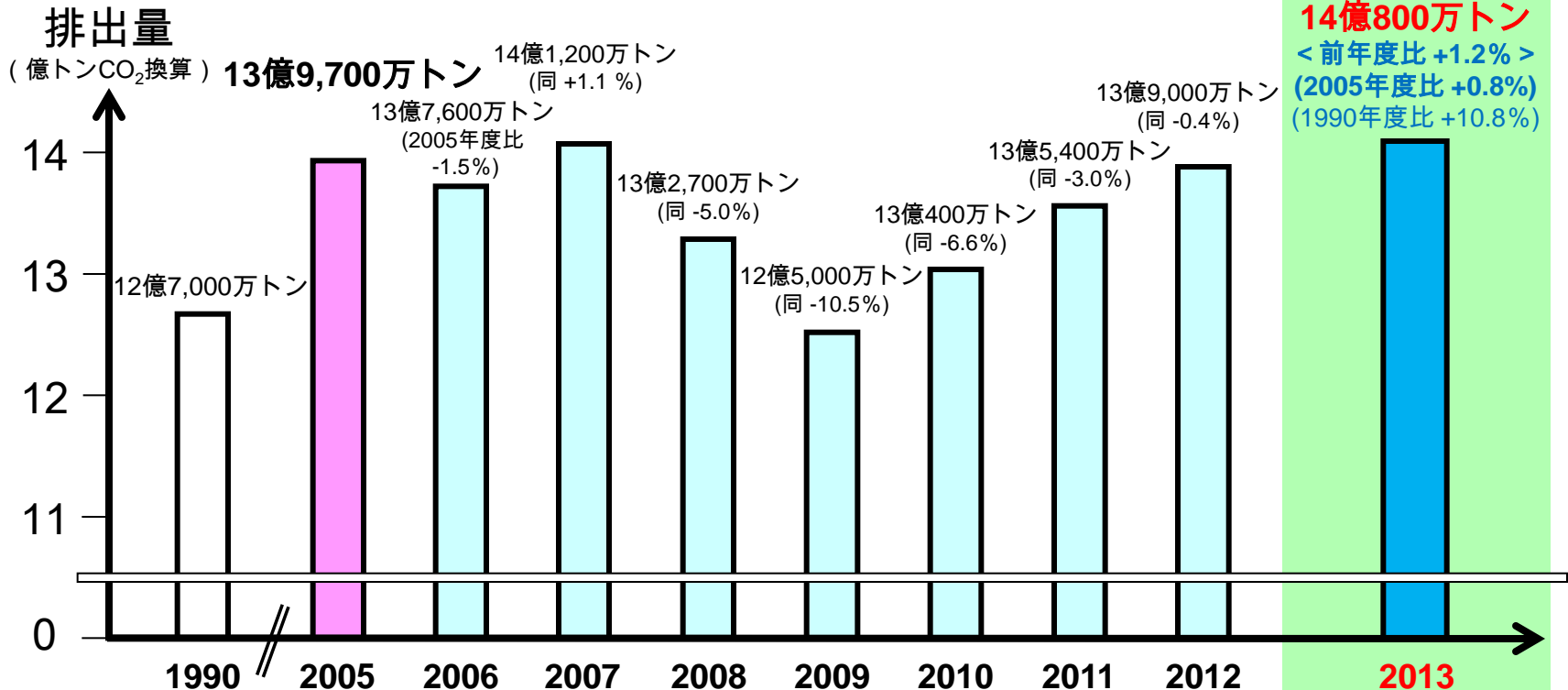


2013年度の対策・施策の進捗状況 について(環境省)

平成27年11月18日

我が国の温室効果ガス排出量（2013年度速報値）

- 2013年度の総排出量は14億800万トン（前年度比+1.2%、2005年度比+0.8%、1990年度比+10.8%）
- 前年度と比べて排出量が増加した要因としては、火力発電における石炭の消費量の増加や、業務その他部門における電力や石油製品の消費量の増加によりエネルギー起源CO₂の排出量が増加したことなどが挙げられる。
- 2005年度と比べて排出量が増加した要因としては、オゾン層破壊物質からの代替に伴い冷媒分野からのハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の排出量が増加したこと、火力発電の発電量の増加に伴う化石燃料消費量の増加によりエネルギー起源CO₂の排出量が増加したことなどが挙げられる。



注1 「速報値」とは、我が国の温室効果ガスの排出・吸収目録として気候変動に関する国際連合枠組条約（以下、「条約」という。）事務局に正式に提出する値という意味である。

今後、各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により、今回とりまとめた速報値が変更される場合がある。

注2 今回とりまとめた排出量は、条約の下で温室効果ガス排出・吸収目録の報告について定めたガイドラインに基づき、より正確に算定できるよう一部の算定方法について更なる見直しを行ったこと、2013年度速報値（2014年12月4日公表）の算定以降に利用可能となった各種統計等の年報値に基づき排出量の再計算を行ったことにより、2013年度速報値との間で差異が生じている。

注3 各年度の排出量及び過年度からの増減割合（「2005年度比」等）には、京都議定書に基づく吸収源活動による吸収量は加味していない。

＜環境省の対策一覧①＞

()内はページ数

エネルギー起源CO2	見込みに照らした実績トレンド等の評価(注1)
環境負荷の小さいまちづくり(コンパクトシティ)の実現(6)	—
公的機関の排出削減(全省庁)(9)	◎
業務用省エネ型冷蔵・冷凍機の普及(10)	○
自主行動計画の推進・強化(環境省所管事業種分)(11)	△(注2)
国民運動の実施(12)	○
省エネ機器の買い替え促進(19)	△
新エネルギー対策の推進(24)	○
廃棄物処理における対策の推進(27)	◎

注1)◎:目標達成又は実績のトレンドが見込みを上回っている、○:実績のトレンドが概ね見込みどおり、△:実績のトレンドが計画策定時の見込みと比べて低い、—:その他(定量的なデータが得られないものなど)

注2)(一社)日本新聞協会及び(一社)全国ペット協会は、自主行動計画から低炭素社会実行計画への移行により目標指標を変更したため、今回の評価対象としていない。

<環境省の対策一覧②>

()内はページ数

エネルギー起源CO2以外のガス削減	見込みに照らした実績トレンド等の評価
廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進(28)	◎
一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化(29)	△
廃棄物の最終処分量の削減等(30)	◎

注)◎:目標達成又は実績のトレンドが見込みを上回っている、○:実績のトレンドが概ね見込みどおり、
△:実績のトレンドが計画策定時の見込みと比べて低い、-:その他(定量的なデータが得られないものなど)

<環境省の対策一覧③>

()内はページ数

(排出削減量の見込みを伴う具体的対策以外の対策)

横断的な対策等

地球温暖化対策推進法の改正による温暖化対策の推進(31)

ポリシーミックスの活用(経済的手法、国内排出量取引制度、地球温暖化対策のための税)(32)

深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し

サマータイムの導入

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度(34)

事業活動における環境配慮の促進(35)

気候変動枠組条約及び京都議定書に基づく温室効果ガス排出量・吸収量の算定のための国内制度の整備(37)

地球温暖化対策技術開発等事業(38)

気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化(39)

京都メカニズムに関する対策・施策、その他

政府によるクレジット取得について(41)

參考資料

環境負荷の小さいまちづくり（コンパクトシティ）の実現①

低炭素地域づくりに向けた環境省の取組

【法的枠組みの整備】

◆地球温暖化対策推進法

○地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく対策・施策の実施

⇒ 特例市以上の自治体に対し、以下の内容を盛り込むことを規定

- ・ 自然エネルギー導入促進
- ・ 公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備
- ・ 事業者、住民による省エネ等の推進
- ・ 改善・循環型社会の構築

◆都市の低炭素化の促進に関する法律

⇒ 都市の低炭素化の促進に関する基本方針の作成

【中長期的な地域づくりの検討】

◆地域づくり分野における中長期的な地球温暖化対策の検討（平成21年度～）

【各種事業の実施】 地域の特性に応じた低炭素地域づくりを各地で支援。

①マニュアルや研修等を通じた実行計画の策定支援

- ◆地方公共団体実行計画（区域 施策編）の策定促進
- ◆都市構造の変革によるCO2削減効果の推計モデルの作成
- ◆研修等の実施

②低炭素地域づくりのための事業実施支援

- ◆グリーンニューディール基金等による防災拠点への再エネ導入支援
- ◆地方公共団体実行計画に計上された低炭素な地域づくり事業を支援

③各省と連携し、地域の拠点や特性を活かした低炭素化

- ◆鉄道や駅舎の低炭素化（国交省連携）（H25～）
- ◆下水熱等の利用（国交省連携）（H25～）

※地域の事業主体の多様なニーズに対応できる支援メニューが必要。

環境負荷の小さいまちづくり（コンパクトシティ）の実現②

地方公共団体実行計画の概要（施行状況調査結果）

地方公共団体実行計画

【事務事業編】

（法第20条の3第1項）

全地方公共団体に策定義務付け

内容：自治体自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の措置

（例）庁舎・地方公共団体が管理する施設の省エネ対策 等

平成20年地球温暖化対策法改正により、地方公共団体実行計画の範囲拡充

【区域施策編】（法第20条の3第3項）

都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に策定義務付け

内容：区域の自然的社会的条件に応じ温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する事項（以下の4項目）

- ・再生可能エネルギー導入の促進
- ・地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
- ・公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
- ・循環型社会の形成

策定主体の配意事項：都市計画等温室効果ガスの排出抑制と関係のある施策と実行計画の連携（法第20条の3第4項）

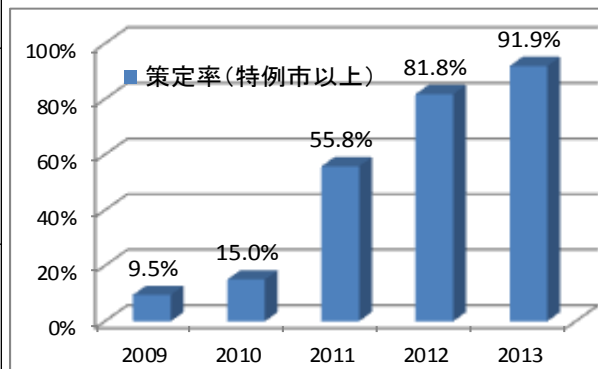
国による支援

- 情動的支援：実行計画策定マニュアルの提供等
- 財政支援：グリーン・ニューディール基金等

○地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率（H25.10時点）

○地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定率（H25.10時点）

区域施策編の策定率の向上



団体区分	策定済み	合計
都道府県	47(100%)	47
指定都市	20(100%)	20
中核市	42(100%)	42
特例市	40(100%)	40
その他	1,271 (77.5%)	1,640
合計	1,420 (79.4%)	1,789

団体区分	策定済み	合計
都道府県	45(95.7%)	47
指定都市	16(80.0%)	20
中核市	40(95.2%)	42
特例市	36(90.0%)	40
合計	137 (91.9%)	149

環境負荷の小さいまちづくり（コンパクトシティ）の実現③

都市の低炭素化の促進に関する法律（国交省・環境省・経産省）

背景

東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要

法律の概要

●基本方針の策定（国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣）

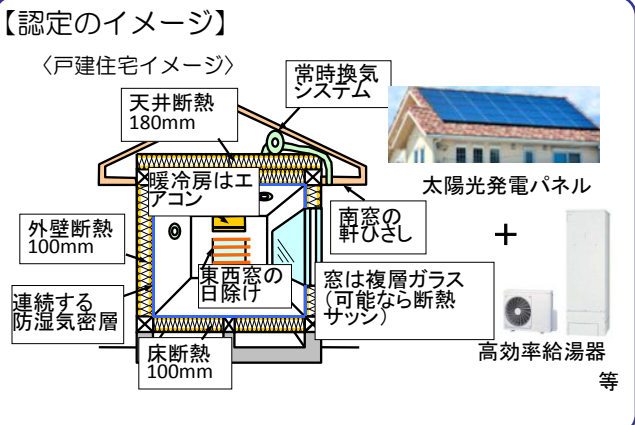
●民間等の低炭素建築物の認定

●低炭素まちづくり計画の策定（市町村）

【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】

居住年	所得税最大減税額 引き上げ(10年間)		登録免許税率 引き下げ
H24年	400万円 (一般300万円)	保存 登記	0.1% (一般0.15%)
H25年	300万円 (一般200万円)	移転 登記	0.1% (一般0.3%)

【容積率の不算入】
低炭素化に資する設備（蓄電池、蓄熱槽等）について通常の建築物の床面積を超える部分

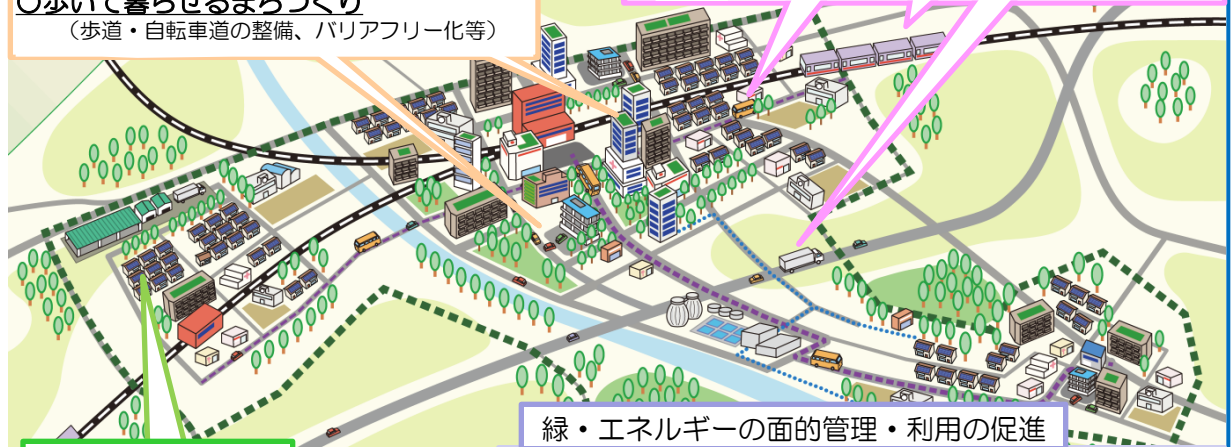


都市機能の集約化

- 病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備
 ◇民間事業の認定制度の創設
 ○民間等による集約駐車施設の整備
 ◇建築物の新築等時の駐車施設設置義務の特例
 ○歩いて暮らせるまちづくり
 (歩道・自転車道の整備、バリアフリー化等)

公共交通機関の利用促進等

- バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施
 ◇バス・鉄道等の各事業法の手続特例
 ○自動車に関するCO₂の排出抑制



建築物の低炭素化

- 民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備

緑・エネルギーの面的管理・利用の促進

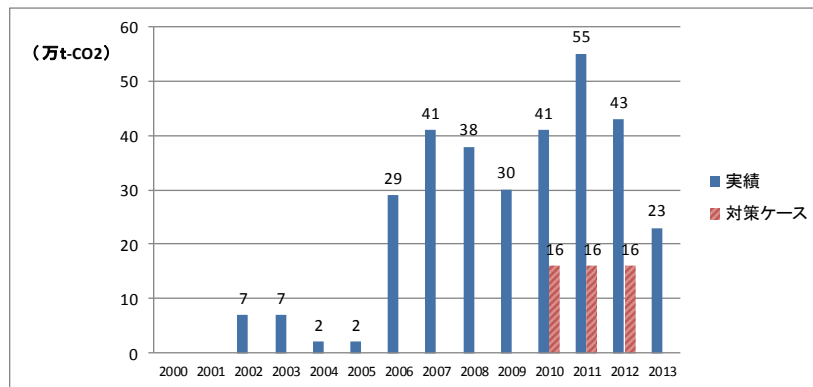
- NPO等による緑地の保全及び緑化の推進
 ◇樹林地等に係る管理協定制度の拡充
 ○未利用下水熱の活用 ◇民間の下水の取水許可特例
 ○都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置 ◇占用許可の特例

公的機関の排出削減(全省庁)

排出削減量(万t-CO₂)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績			7	7	2	2	29	41	38	30	41	55	43	23
対策ケース											16	16	16	

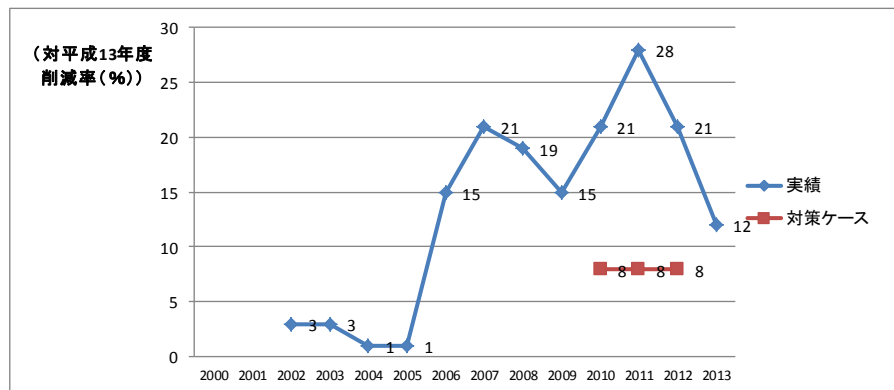
※対策ケースは2010～2012年度の3年間の平均値



対策評価指標(単位:対平成13年度削減率(%))

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績			3	3	1	1	15	21	19	15	21	28	21	12
対策ケース											8	8	8	

※対策ケースは2010～2012年度の3年間の平均値



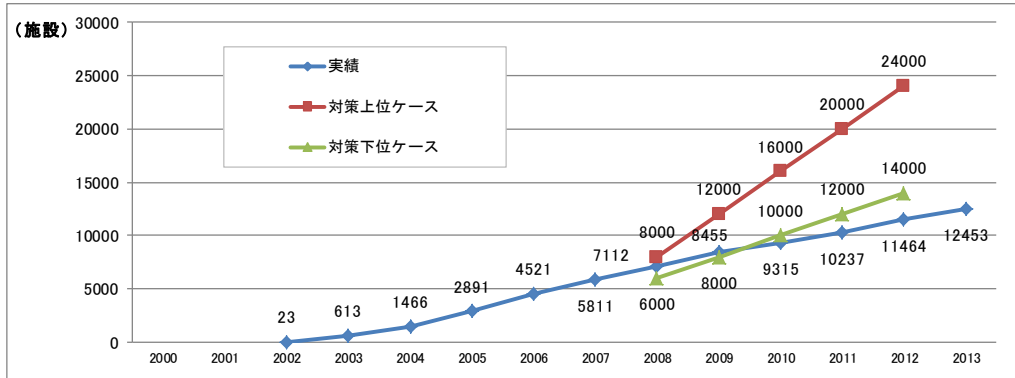
対策・施策の進捗状況 に関する評価

- 平成25年度の温室効果ガスの総排出量については、1,768,306tCO₂と平成24年度に比較して約12.5%の増となったが、基準年度(平成13年度)比では11.5%を削減した。
- 平成25年度の基準年度に対する削減について、「施設のエネルギー使用」分が36.3%減少と目標達成にもっとも大きく寄与し、「その他の燃料使用量(主として船舶及び航空機のエネルギー使用分)」分が27.3%減少、「公用車の使用」分が26.9%減少であったが、「電気の使用分」は25.6%増加となった。電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の増減内訳は、電気使用分変化分11.8%減少および、排出係数変化分37.4%増加であった。
- 東日本大震災以降に電気事業者排出係数が悪化していることから、現行の政府実行計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進するためには、今後も一層の節電・省エネ対策を実施するなどの対策強化が必要。

業務用省エネ型冷蔵・冷凍機の普及

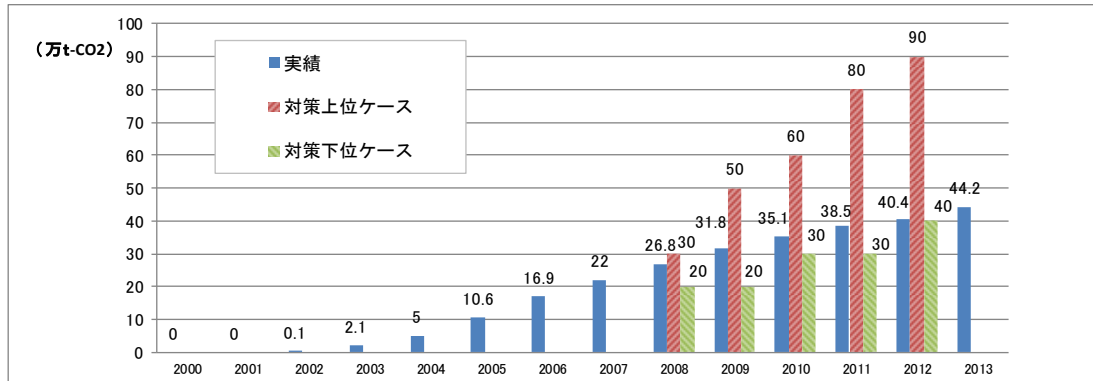
対策評価指標(単位:施設)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績			23	613	1466	2891	4521	5811	7112	8455	9315	10237	11464	12453
対策上位ケース									8000	12000	16000	20000	24000	
対策下位ケース									6000	8000	10000	12000	14000	



排出削減量(万t-CO2)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績	0	0	0.1	2.1	5	10.6	16.9	22	26.8	31.8	35.1	38.5	40.4	44.2
対策上位ケース									30	50	60	80	90	
対策下位ケース									20	20	30	30	40	



対策・施策の進捗状況 に関する評価

○「業務部門二酸化炭素削減モデル事業」、「地域協議会民生用機器導入促進事業」、「地域連携家庭・業務部門温暖化対策導入推進事業」等により、導入台数は確実に増加し、削減効果をあげており、業務用省エネ型冷凍冷蔵機のコンビニへの導入全体の排出削減量は、2013年度に36.1万t-CO2に相当すると推計されている。

○2013年度は「省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業(2008年度～)」を実施、着実に削減が進んだ。

自主行動計画の推進・強化(環境省所管業種分)

【2013年度実績の進捗状況】

○京都議定書第一約束期間(2008～2012年度)については、3業種とも自主行動計画に掲げた取組を着実に進め、目標を達成した。

○自主行動計画の目標について2013年度実績を評価すると、(公社)全国産業廃棄物連合会の同計画は2012年度で終了しているが、2013年度実態調査回答企業による実績は、2000年度(451.6万tCO₂)に対して2013年度(460.2万tCO₂)であった。

業界団体名	目標指標	基準年度	目標水準	08～12年度 5カ年実績平均	2013年度実績
公益社団法人 全国産業廃棄物連合会	温室効果ガス排出量	2000	±0%	▲2%	+2%
一般社団法人 日本新聞協会	電力起源のCO ₂ 排出量 (※1)	2005	▲5%	▲9.3%	自主行動計画から低炭素社会実行計画への移行により目標指標を変更したため、今回の評価対象としていない。
一般社団法人 全国ペット協会	電力起源のCO ₂ 排出量 (※2)	2006	▲6%	▲7.9%	自主行動計画から低炭素社会実行計画への移行により目標指標を変更したため、今回の評価対象としていない。

(※1) 各年共通の電気排出係数0.000340t-CO₂/kWhを用いて算定したCO₂排出量に基づいて評価。

(※2) 電気事業連合会のクレジット等反映排出係数を用いて算定したCO₂排出量に基づいて評価。

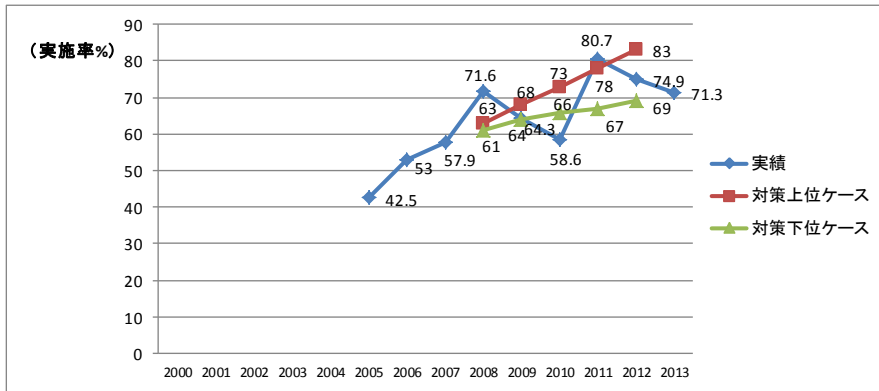
○京都議定書第一約束期間とともに、2012年度までで自主行動計画の対象期間が終了したことを踏まえ、自主行動計画に続く新たな計画として「低炭素社会実行計画」(2020年度を目標年度とする「フェーズⅠ」と2030年度を目標年度とする「フェーズⅡ」)の策定を実施。2015年9月末時点で、フェーズⅠは、全3業種が策定済み、フェーズⅡは、(一社)全国ペット協会が策定済み。

国民運動の実施①

①クーリーブズ

①-1 クーリーブズ(実施率)
対策評価指標(単位:実施率%)

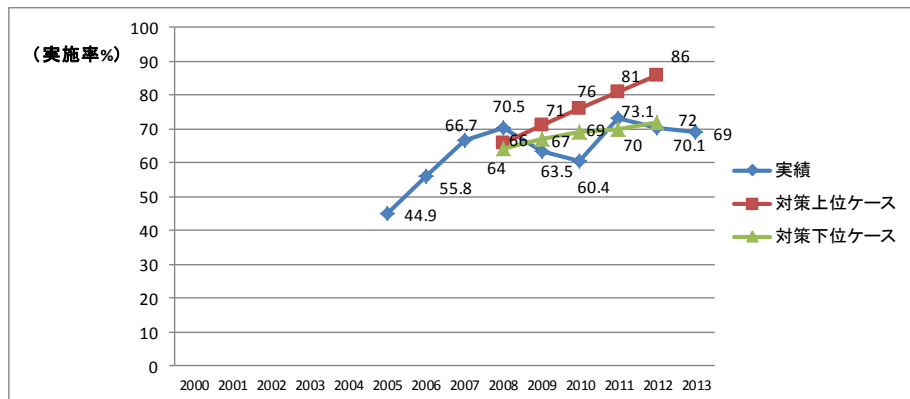
年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績						42.5	53	57.9	71.6	64.3	58.6	80.7	74.9	71.3
対策上位ケース									63	68	73	78	83	
対策下位ケース									61	64	66	67	69	



②ウォームビズ

②-1 ウォームビズ(実施率)
対策評価指標(単位:実施率%)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績						44.9	55.8	66.7	70.5	63.5	60.4	73.1	70.1	69
対策上位ケース									66	71	76	81	86	
対策下位ケース									64	67	69	70	72	



対策・施策の進捗状況 に関する評価

本事業によりクーリーブズの推進を開始して以来、冷房設定温度を高く設定している企業等の割合は、クーリーブズ初年度の2005年度は32.7%(42.5%)、2006年度は43.2%(53%)、2007年度は48.1%(57.9%)、2008年度は61.8%(71.6%)、2009年度は54.5%(64.3%)、2010年度は49.3%(58.6%)、2011年は56.2%(80.7%)、2012年度は66.9%(74.9%)、2013年度は63.1%(71.3%)の実績率となっている。

2013年度においては、2020年までに1990年比で温室効果ガス排出量を25%削減するための国民運動「チャレンジ25キャンペーン」の一環として、様々な取組を実施。今後もクーリーブズのさらなる定着に向けて、引き続き施策の推進を図っていく。さらに、東日本大震災を受けた節電の必要性を踏まえ、各主体のクーリーブズを通じた節電及び温暖化防止の取組が促進されるよう、スーパークーリーブズと称して、普及啓発を一層強化している。

また、ウォームビズについても同様に、初年度の2005年度は30.5%(44.9%)、2006年度は41.4%(55.8%)、2007年度は52.3%(66.7%)、2008年度は56.1%(70.5%)、2009年度は50.4%(63.5%)、2010年度は50.6%(60.4%)、2011年度は58.7%(73.1%)、2012年度は59.2%(70.1%)、2013年度は57.1%(69.0%)の実績率となっている。今後もウォームビズのさらなる定着に向けて、引き続き施策の推進を図っていく。

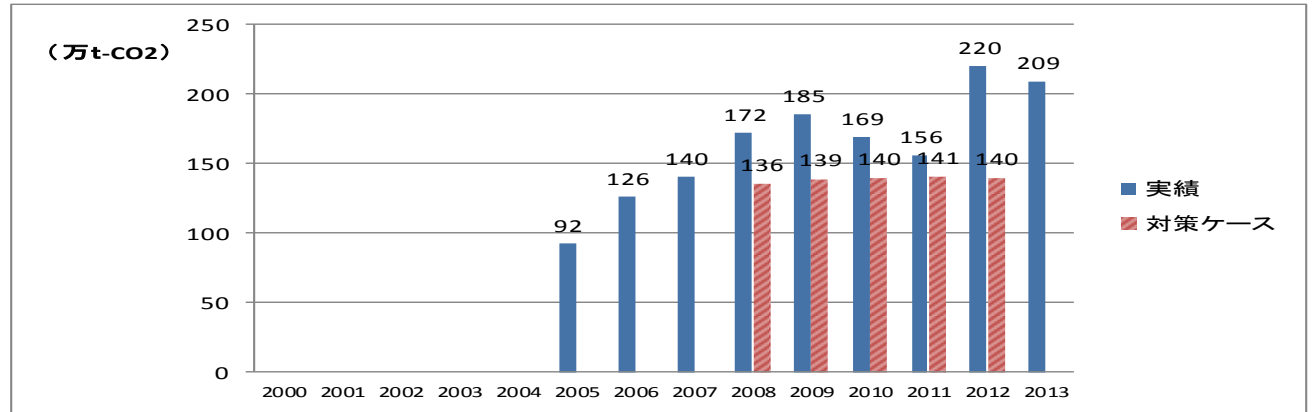
※括弧内()は、実績率に本事業実施前からの実施割合を含めた「実施率」

国民運動の実施②

①クールビズ

①-2 クールビズ(実績削減量)
排出削減量(万t-CO2)

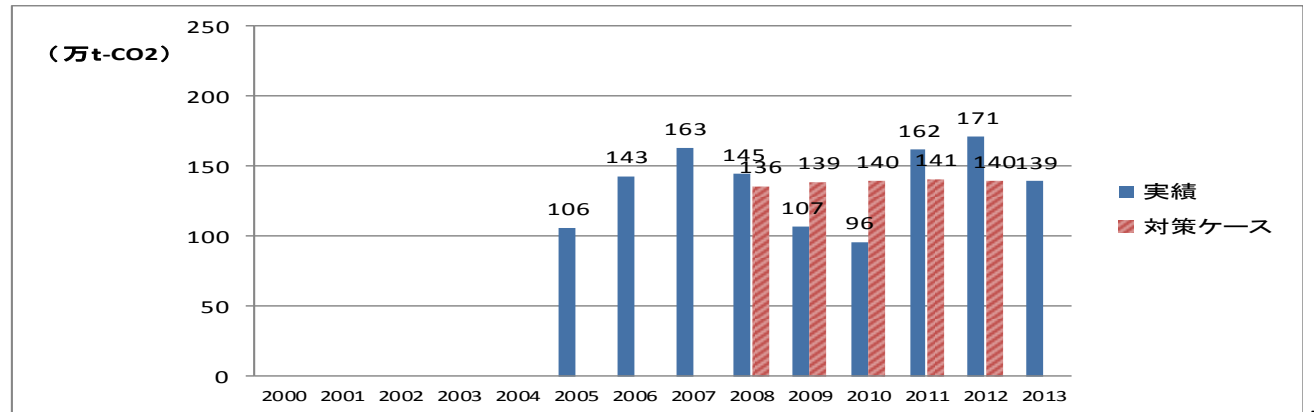
年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績						92	126	140	172	185	169	156	220	209
対策ケース									136	139	140	141	140	



②ウォームビズ

②-2 ウォームビズ(実績削減量)
排出削減量(万t-CO2)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績						106	143	163	145	107	96	162	171	139
対策ケース									136	139	140	141	140	



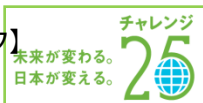
「気候変動キャンペーン Fun to Share」について

気候変動問題をターゲットにした新キャンペーンの立ち上げ気運の高まり

- IPCC第5次評価報告をきっかけに世界的な「危機感」の拡大（前回第4次は「北海道洞爺湖サミット」前）
- 「低炭素技術」の進展（日本の技術力が注目）
- 「地域が主役」といった気運（地球温暖化対策で地域を活性化）

これまでの国民運動を今一度見直し、産業界や自治体を含む幅広い主体をも取り込んだキャンペーンの展開が必要

【従来のロゴマーク】



【キャッチフレーズ】

『Fun to Share』

みんなでシェアして、低炭素社会へ

【新たなロゴマーク】



- 数値目標型から**アクション重視型**のメッセージ
- 青い地球をみんなで**シェア**
(さらには、日本の技術を惜しむことなく世界にシェア・・・など)

- 横浜にて開催されるIPCC総会を契機にキャンペーンをキックオフ。
(平成26年3月26日にキックオフ・イベントを実施)
- 今後、このロゴマークをすべての関連するキャンペーンで使う。
- 産業界や自治体が大々的に活用してもらうことを想定。

国民運動の実施④

- 政府も国民も一緒になって温暖化防止に取組み、我が国を低炭素社会に転換していくため気候変動キャンペーン「Fun to Share」を展開。
- 「Fun to Share」で提案する具体的な行動の実践を国民、企業等に訴求するとともに、クールビズ、ウォームビズ、スマートムーブ、ライトダウンキャンペーン等の事業を推進。また、東日本大震災を受けた電力需給の逼迫に対応するため、家庭やオフィスでの節電も呼びかけている。
- 「Fun to Share」に賛同する企業・団体を募集。
- 最新の省CO2設備や施設等の設置促進のための情報提供を、SNSを含む様々なメディア等も活用しつつ実施。

○スーパークールビズ

冷房時の室温28℃でも快適に過ごせるライフスタイルの提案

SUPER COOLBIZ

スーパークールビズ
ロゴマーク

クールシェア
ロゴマーク

エアコン消して涼いところに集まる

COOL SHARE



ポスター

○みんなで節電アクション！

家庭やオフィスでの具体的対策など、節電に役立つ情報をまとめ、節電を呼び掛け

みんなで
節電
アクション!

家庭でできる節電、7つのポイント！

	① こまめにスイッチオフ！	スイッチオフで電気使用は必要最小限に！	>>
	② 待機電力を削減！	使用していない場合にも電力が消費される待機電力を削減！	>>
	③ エアコンで節電！	設定温度・風向きを調節して節電！	>>
	④ 冷蔵庫で節電！	扉の開閉時間を短く、詰め込み量も考えて節電！	>>
	⑤ 照明で節電！	明るさや点灯時間を調節して節電！	>>
	⑥ テレビで節電！	主電源 OFF・明るさを調節して節電！	>>
	⑦ 他にも こんなところで節電！	生活スタイルを見直して節電！	>>

○ウォームビズ

暖房時の室温20℃でも快適に過ごせるライフスタイルの提案



ウォームビズ
ロゴマーク

ウォームシェア
ロゴマーク

暖房消して温かいところに集まる

WARM SHARE



ポスター

オフィスでできる節電、7つのポイント！

	① エアコンで節電！	設定温度・風向きを調節して節電！	>>
	② 夏はクールビズ、冬はウォームビズで快適に！	勤務の状況にあわせて服装に工夫を！	>>
	③ 断熱性を向上	熱の出入りを効果的に防いで節電！	>>
	④ 照明で節電！	明るさや点灯時間を調節して節電！	>>
	⑤ 就業の見直し	オフィスで朝チャレ！	>>
	⑥ 省エネ機器で節電！	日々進化する省エネ機器で節電！	>>
	⑦ 省エネ行動で節電！	電気使用は必要最小限に！	>>

○スマートムーブ ～「移動」を「エコ」に

・「移動・交通」に伴うCO2排出量を削減するため、CO2排出の少ない移動へのチャレンジを提案

・「環境にいい」だけでなく、「快適・便利」、そして「健康」につながるライフスタイルを「smart move」と名付け、企業・団体、国民に呼びかけ

「移動」を「エコ」に。

smart move

○ライトダウンキャンペーン

- ・ライトアップ施設や家庭の消灯を呼びかけ
- ・夏至の日と七夕(クールアース・デー)を特別実施日として、全国の参加施設の削減電力を集計



(レインボーブリッジ消灯の様子)

国民運動の実施⑤

■ エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業（国土交通省・経済産業省・環境省 3省合同事業）

住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進しつつ、あわせて東日本大震災の復興支援を図るため、平成23年度第三次補正予算により「復興支援・住宅エコポイント」として再開（従来の住宅エコポイント制度は23年7月末に終了）。

（※）住宅エコポイント：環境性能の高いエコ住宅の新築やエコリフォームに対しポイント（多様な商品・サービスに交換可能なポイント）を発行する制度。

■ ポイントの発行対象 ※平成24年1月25日より申請受付開始

エコ住宅の新築

平成23年10月21日～平成24年10月31日に建築着工したもの

<工事内容>

- ①省エネ法のトップランナー基準（住宅事業建築主の判断の基準）相当の住宅
- ②省エネ基準（平成11年基準）を満たす木造住宅

（なお、太陽熱利用システムを設置する場合は、ポイントを加算）

エコリフォーム

平成23年11月21日～平成24年10月31日に工事着手したもの
（※ポイント申請は平成25年1月31日にて受付終了）

<工事内容>

窓の改修工事、外壁、天井・屋根又は床の改修工事



エコリフォームに併せて、以下の工事等を行う場合は、ポイントを加算

- バリアフリー工事
- 省エネ住宅設備の設置
- 耐震改修工事
- リフォーム瑕疵保険への加入

■ ポイント数

エコ住宅の新築

被災地の経済活性化を進めるため、被災地のポイントをその他地域の倍に。

被災地 : 1戸当たり30万P
 その他地域 : " 15万P

※太陽熱利用システムを設置する場合は、2万Pを加算

エコリフォーム

省エネ改修 工事内容に応じて2千～10万P	1戸あたり 30万Pが 限度
バリアフリー改修(5万P限度) 工事内容に応じて5千～2万5千P	
省エネ住宅設備設置(太陽熱利用システム・節水型トイレ・高断熱浴槽) 一律2万P	
リフォーム瑕疵保険加入 一律1万P	別途加算
耐震改修 15万P	

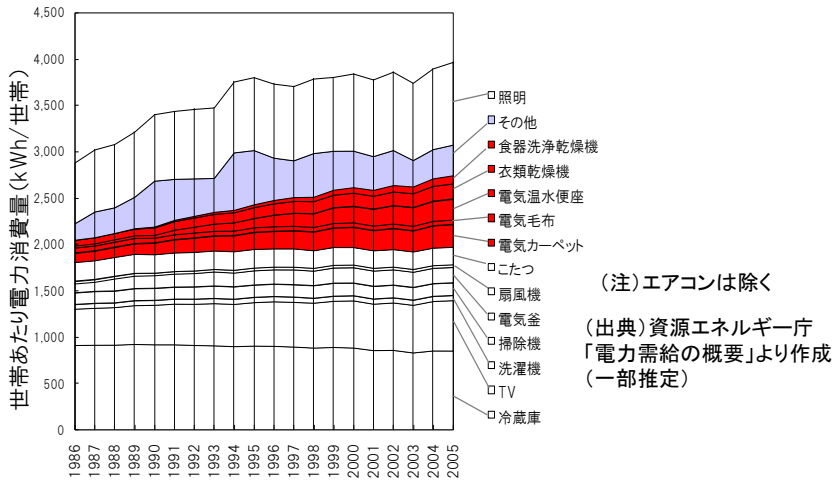
■ 商品交換 ※平成27年1月31日まで

- ◆ ポイントの半分以上を被災地の特産品・被災地への義援金など被災地支援商品に交換。
- ◆ 残りのポイントは、環境配慮商品（エコ家電や公共交通機関利用カード、環境配慮企業の商品等）への交換、追加工事への充当、環境寄附に利用。

低炭素ライフスタイルの促進

- 家庭用機器のエネルギー消費量は、機器の大型化・多様化等により増加。
- 一方で、**情報不足が原因で、性能の良くない機器が購入・使用されている場合も多い。**
- 家庭向けの**診断等により低炭素ライフスタイルを促進**し、家庭部門における温暖化対策を推進。

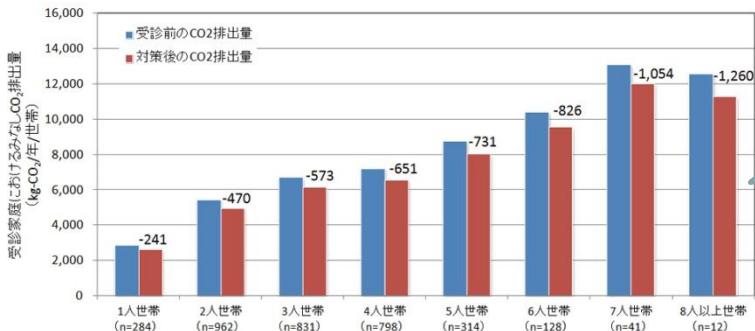
家電機器別電力消費の推移



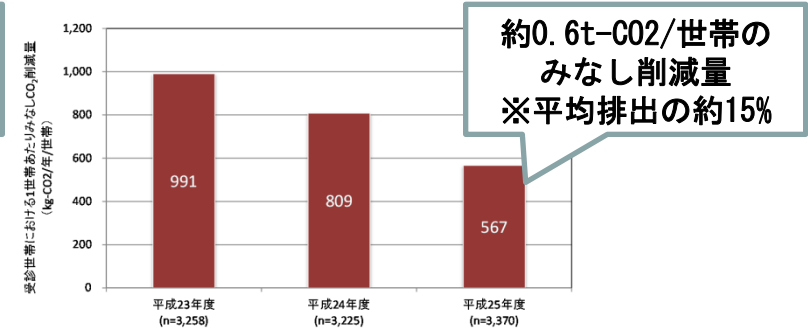
家庭向けエコ診断

- ・各家庭のライフスタイルに合わせた省エネ・省CO2対策を提案
- ・CO2排出量の見える化により低炭素ライフスタイルを促進

光熱費とCO2削減効果の大きい対策を提案



各世帯において約1割～2割排出量削減



約0.6t-CO2/世帯のみなし削減量 ※平均排出の約15%

平成23-25年度世帯別受診家庭におけるみなしCO2排出量及び対策後のCO2排出量

平成23-25年度うちエコ診断事業におけるみなし削減量

(出典) 家庭エコ診断ポータルサイト <http://www.uchieco-shindan.go.jp/2015/katei/seika.php>

国民運動の実施⑦

■カーボン・オフセットの普及促進

＜カーボン・オフセット＞ 市民・企業等が、自身の温室効果ガスの排出量を認識し、削減努力を行った上で、どうしても削減できない部分を、他の場所の削減・吸収量(クレジット等)で埋め合わせること

知って



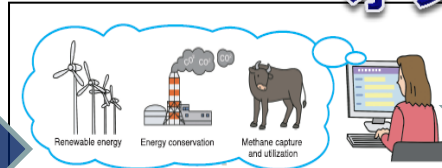
家庭やオフィス、移動(自動車・飛行機)での温室効果ガス排出量を把握する

減らして

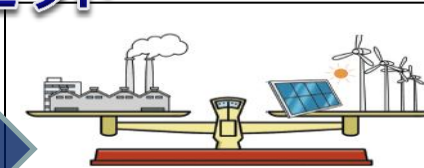


省エネ活動や環境負荷の少ない交通手段の選択など、温室効果ガスの削減努力を行う

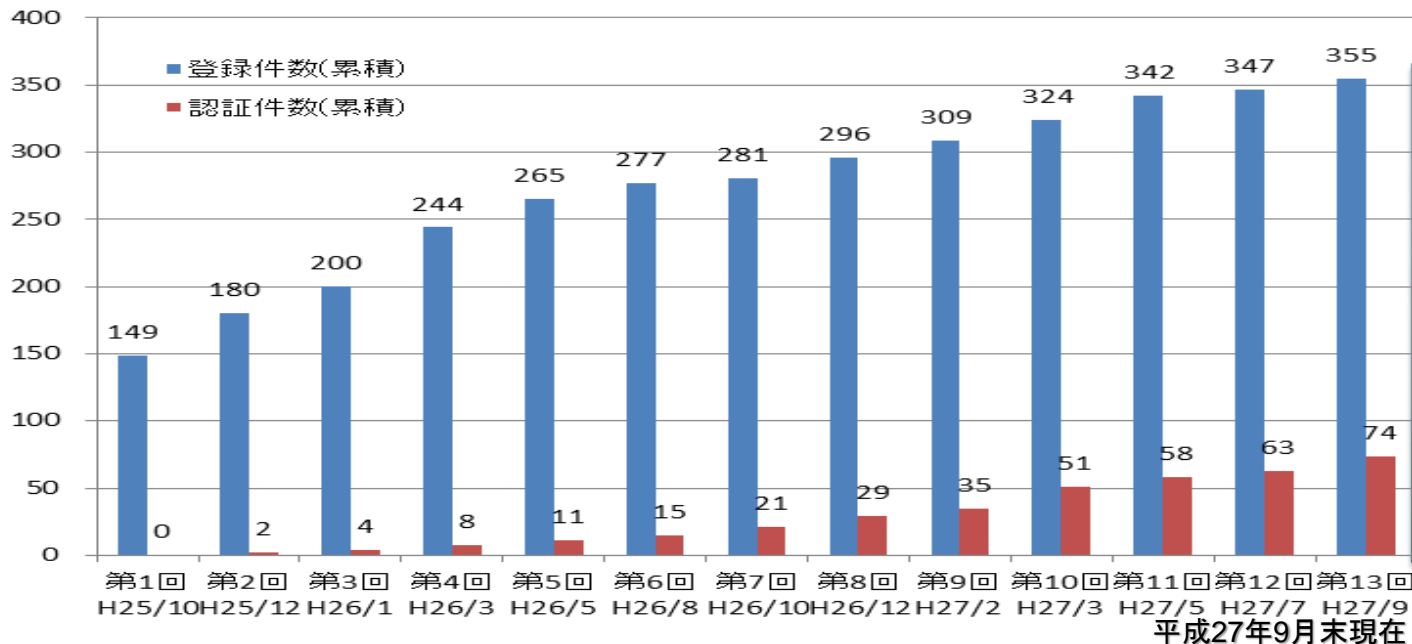
オフセット



削減が困難な排出量を把握し、他の場所で実現したクレジットを購入または他の場所での排出削減活動を実施



対象となる活動の排出量と同量のクレジットで埋め合わせ(相殺)する



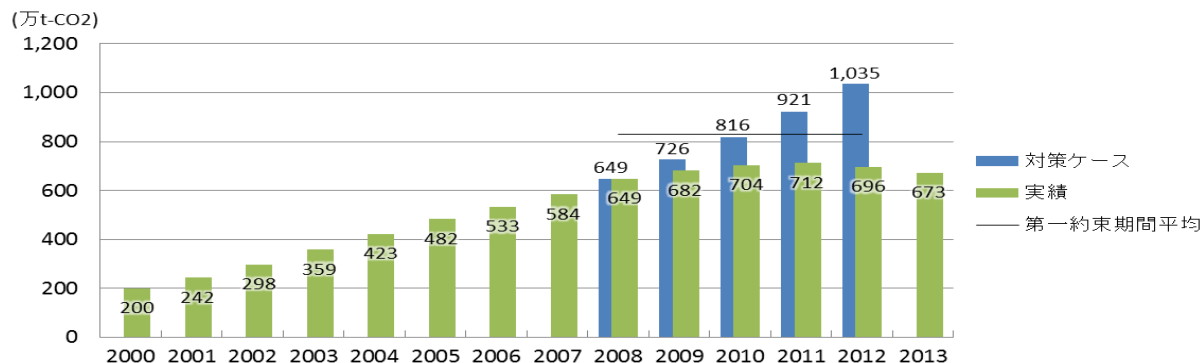
J-VER制度は国内クレジット制度とともに、2013年に両者の優れた点を引き継いだJ-クレジット制度に統合

省エネ機器の買い替え促進①

排出削減量(万t-CO2)

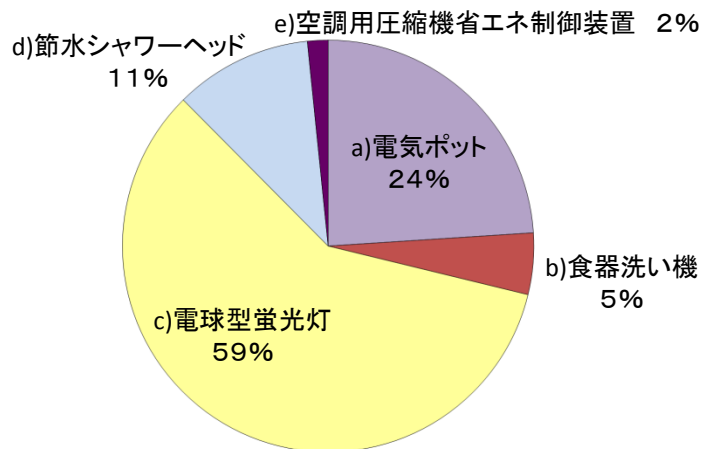
年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績	200	242	298	359	423	482	533	584	649	682	704	712	696	673
対策ケース									649	726	816	921	1,035	

第一約束 期間平均	688
	830



a)省エネ型電気ポット、b)食器洗い機、c)電球型蛍光灯、d)節水シャワーヘッド、e)空調用圧縮機省エネ制御装置の合計値

2013年度実績ケースの排出削減量に占める
各機器の削減割合



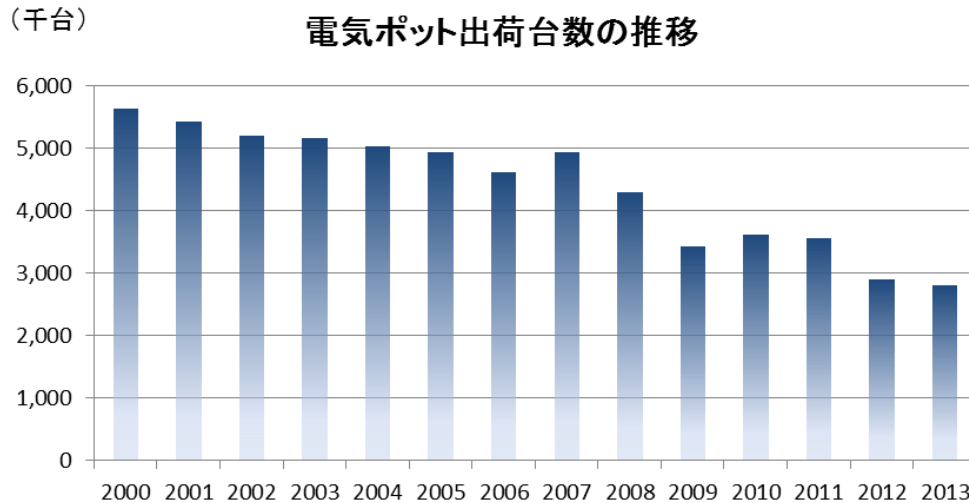
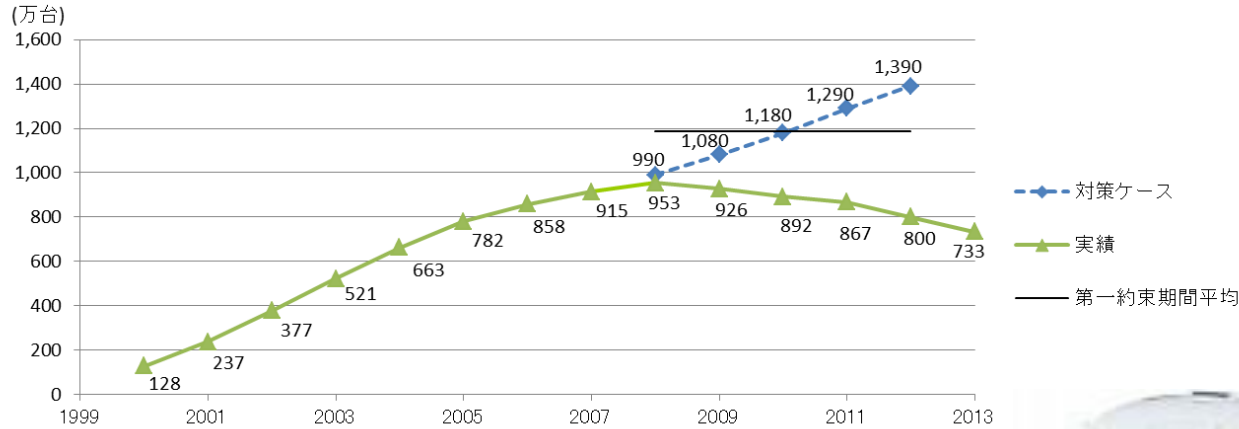
対策・施策の進捗状況に関する評価

省エネ型電気ポット、食器洗い機、電球型蛍光灯、節水シャワーヘッド、空調用圧縮機省エネ制御装置の導入台数の全てで計画時の目標に届いていない。景気減速等の影響や代替製品や技術(LEDやBEMS等)の普及が原因として考えられる。

ただし、節水シャワーヘッド、空調用圧縮機省エネ制御装置は導入目標より下回ってはいるものの増加傾向にある。引き続き施策を実施することで省エネ機器への買い替え促進が誘導されることが期待される。

省エネ機器の買い替え促進②

a) 省エネ型電気ポット



省エネ型電気ポットへの買い換えで通常型に比べて54%の省エネ

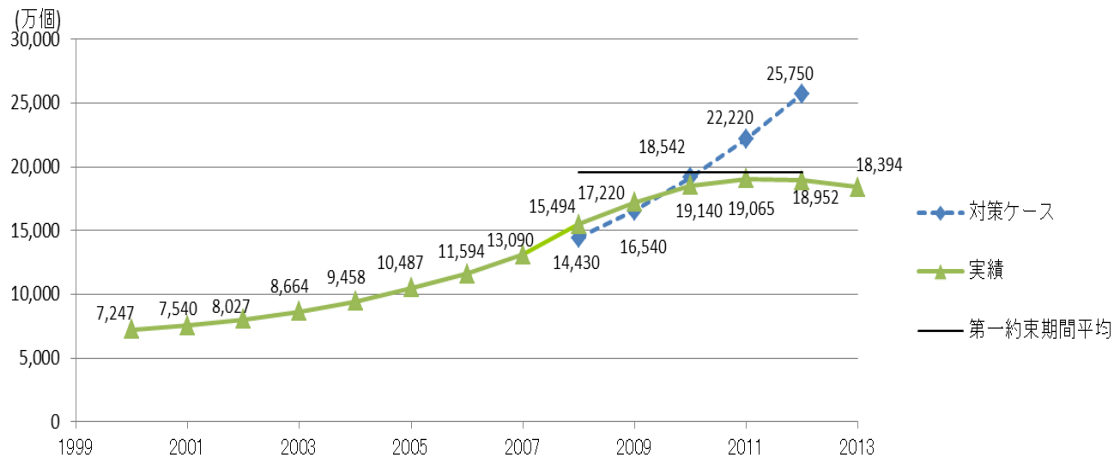


261万tのCO2削減

左図： 省エネ型電気ポットを含む電気ポットの出荷台数

省エネ機器の買い替え促進③

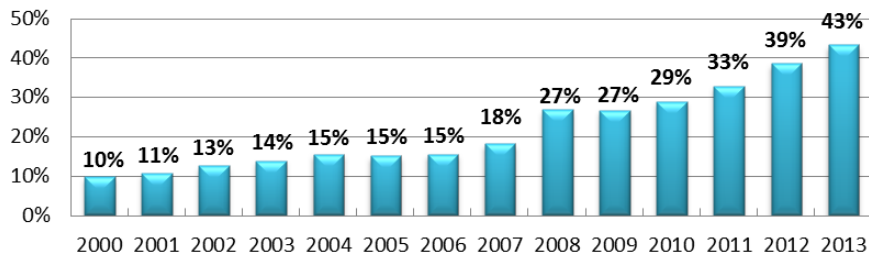
c)電球型蛍光灯



電球型蛍光灯への
買い換えで白熱灯電
球に比べて80%の省
エネ



422万tのCO2削減

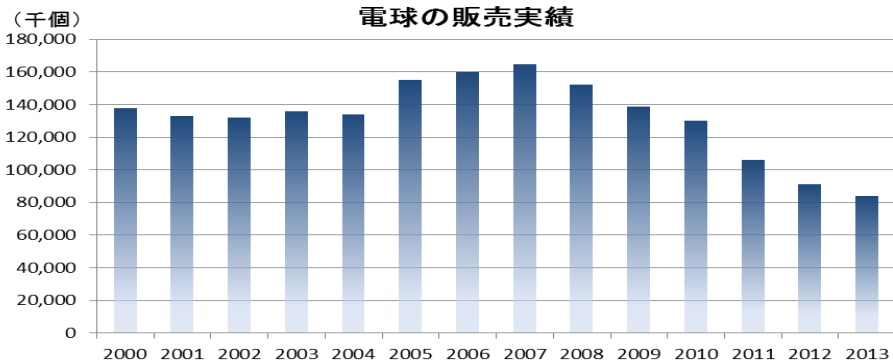


左図： 白熱灯電球の販売個数と電球型蛍光灯の販売個数
の合計に占める電球型蛍光灯の割合



排出削減見込み量大きい電球型
蛍光灯の導入は順調に進展

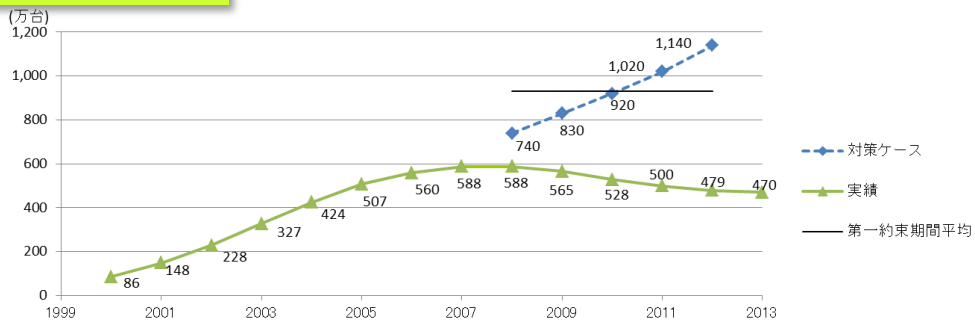
※枠内に示したCO2削減量は計画策定時における第1約束期間平均の年間排出削減見込量。



左図： 白熱灯電球の販売個数と電球型蛍光灯の販売個数
とLED電球総需要の合計

省エネ機器の買い替え促進④

b) 食器洗い機

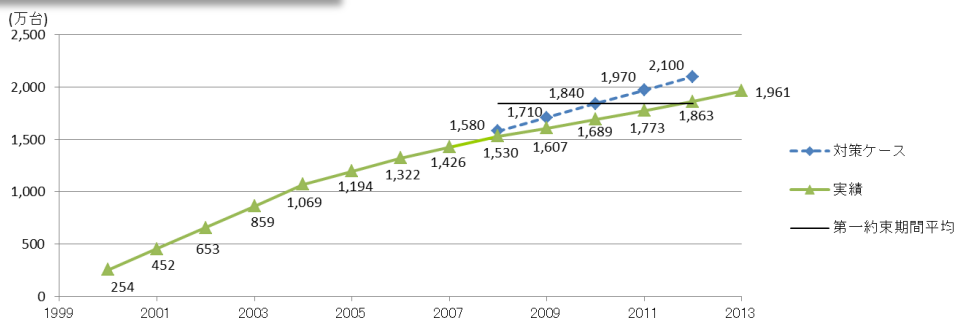


食器洗い機の導入
で手洗い時に比べ
て56%の省エネ



64万tのCO2削減

d) 節水シャワーヘッド

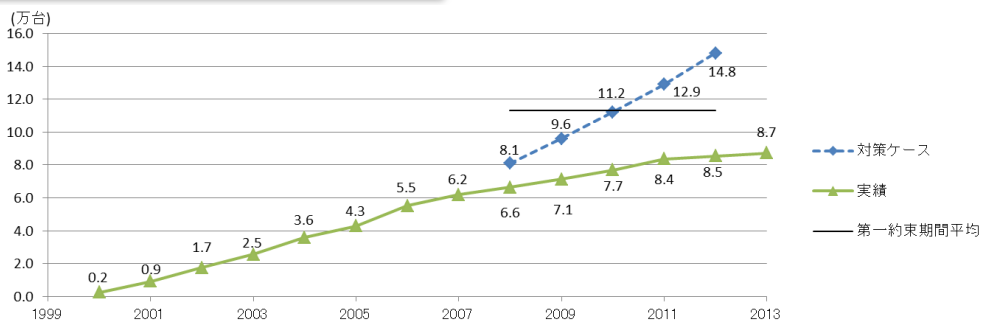


節水シャワーヘッドへ
の買い換えで通常型に
比べて20%の省エネ



68万tのCO2削減

e) 空調用圧縮機省エネ制御装置



空調用圧縮機省エ
ネ制御装置の導入
で13%の省エネ



14万tのCO2削減

省エネ機器の買い替え促進⑤

○あかり未来計画

◆背景

- ・業務・家庭部門のCO2排出量、エネルギー消費量が増加傾向にあることを踏まえ、例えば家庭部門において電気使用のうち約13%(冷蔵庫に次いで2番目)を占める照明に着目
- ・照明については2008年に経済産業省が家庭で使用される一般的な白熱電球の生産・出荷に関し、2012年を目途に省エネ性能の優れた製品への切替えの実現を呼びかけ
- ・これを受けて大手家電メーカーは2012年を目途に白熱電球の製造出荷を停止するが、小売店の対応は未定
- ・そのため、メーカー、小売店に対し、再度同旨の要請を環境大臣、経済産業大臣の連名で発出

◆概要

- ・環境大臣、経済産業大臣の連名での要請をきっかけとして、照明全般の高効率化のキャンペーンを環境省、経済産業省の協働で実施
- ・高効率照明の導入を検討または実施した企業・団体を賛同団体として募集し、一層の省エネルギー対策・地球温暖化対策推進を呼びかけ

○しんきゅうさん

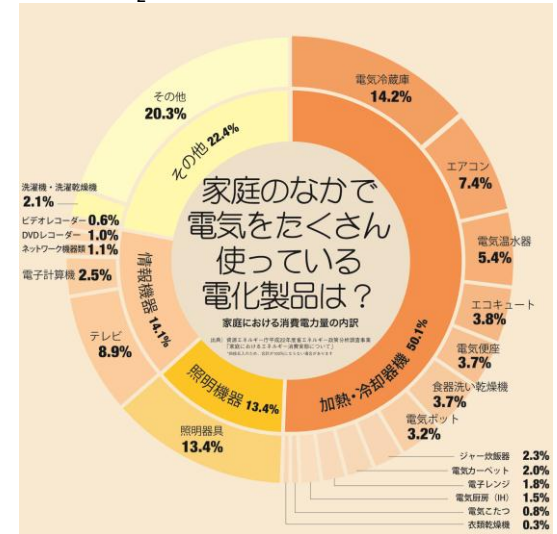
省エネ製品 買換ナビゲーション



●概要

環境省では、国内の家電メーカーや家電販売店、業界団体、省エネ家電普及促進フォーラム等との連携の下、省エネ製品買換ナビゲーション(愛称:しんきゅうさん; <http://shinkyusan.com/>)を構築し運用。

「しんきゅうさん」は、家庭での消費電力量上位4品目の、冷蔵庫、照明器具、テレビ、エアコンに、温水洗浄便座を加えた5製品について、パソコンやスマートフォンを利用し省エネ製品への買換えによるCO₂削減効果やランニングコストの低減効果などを自宅や店頭等で簡単に把握できるシステム。買換えによる「CO₂削減効果の見える化」を図っている。



◆「あかり未来計画」ホームページ

◆「あかり未来計画」解説冊子、ポスター



出典:資源エネルギー庁 平成22年度省エネルギー政策分析調査事業
「家庭におけるエネルギー消費実態について」
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(<http://www.jccca.org/>)より

新エネルギー対策の推進 再生可能エネルギー導入加速化プログラム

(低炭素社会創出の切り札としての自立・分散型エネルギーシステムの構築)

コンセプト

平成25年度予算:418億円(508億円(補正を含む))

- 低炭素社会の創出に向けた戦略として「自立・分散型エネルギーシステムの構築」を掲げる。
- 「自立・分散型エネルギーシステム」により、温暖化対策のみならず、高い防災性・地域活力の創生を実現。
- このシステムを実現するための重要手段として、再生可能エネルギーの加速的導入を実現することが不可欠。
- 加速的導入に向け、本プログラムの下で体系的な施策を戦略的に展開。

自立・分散型エネルギーシステムの構築

…

戦略的目標

- 再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業【24年度補正】(90億円)
- 低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金
(うち、再エネ等を活用した自立分散型地域づくり事業、76億円の内数)

再生可能エネルギー源ごとの導入加速化施策

…

目標を実現するための手段

風力

地熱

バイオマス

- 再生可能エネルギー導入拡大に向けた系統整備等調査事業
(3億円:新規)
- 風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業
(10億円)
- 浮体式洋上風力発電実証事業
(16億円)

- 地熱開発加速化支援・基盤整備事業(2億円:新規)
- 温泉エネルギー活用加速化事業(4億円)
- 風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(10億円)

- 木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業(12億円:新規)
- 地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業(5億円:新規)
- 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業(8億円)

自立・分散型エネルギーシステムの構築・再エネ導入促進を支える分野横断的施策

地域から支える

- グリーンニューディール基金(245億円)
- エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費(うち、港湾地域の低炭素化・災害時対応型事業、26億円の内数)
- 地域特性を考慮した再生可能エネルギー事業形成推進モデル事業(6億円)

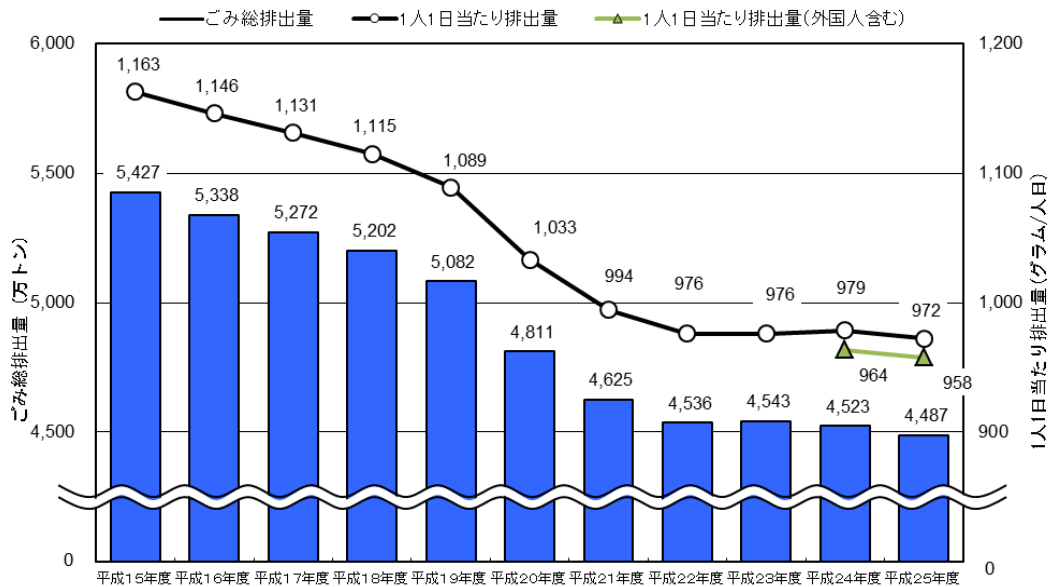
技術から支える

- 地球温暖化対策技術開発・実証事業(74億円)

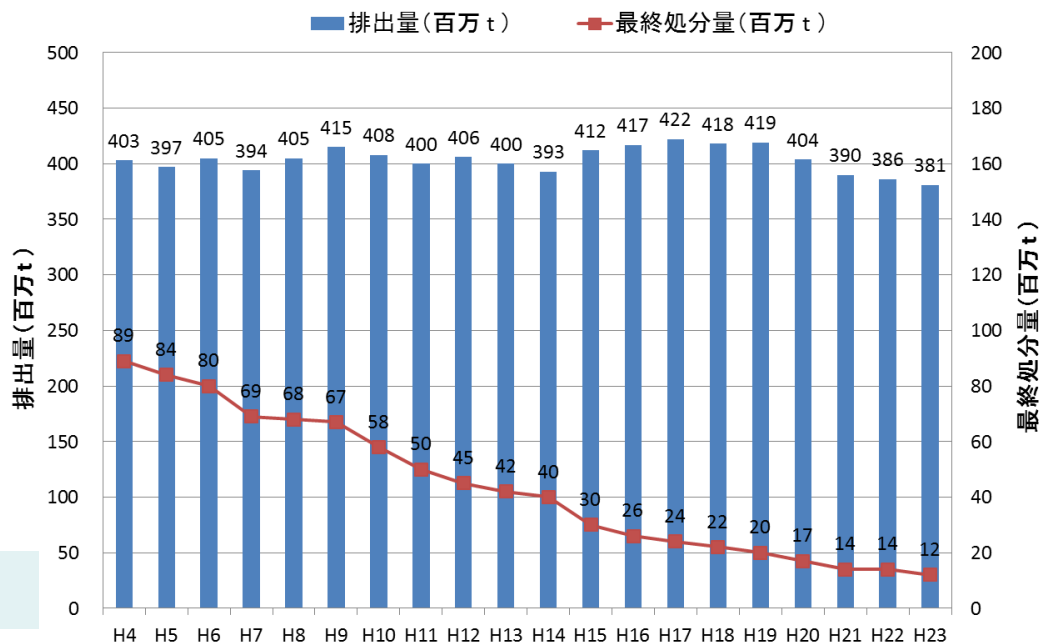
京都議定書目標達成計画(廃棄物分野)

対策・施策名	施策例
【エネルギー起源二酸化炭素対策】	
・廃棄物処理における対策の推進	・廃棄物熱回収施設設置者認定制度の推進 ・循環型社会形成推進交付金による市町村の廃棄物リサイクル施設の整備等事業の支援 ・廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業 ・容器包装に係る3Rの推進 等
【非エネルギー起源二酸化炭素対策】【一酸化二窒素対策】	
・廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進 ・一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等	・市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及を推進 ・容器包装に係る3R推進 等 ・循環型社会形成推進交付金による市町村の廃棄物リサイクル施設の整備等事業の支援
【メタン対策】	
・廃棄物の最終処分量の削減等	・市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及を推進 ・循環型社会形成推進交付金による市町村の廃棄物リサイクル施設の整備等の推進 ・有機物の最終処分場への直接埋立の原則廃止、等

ごみの排出量の推移



一般廃棄物の排出量の推移



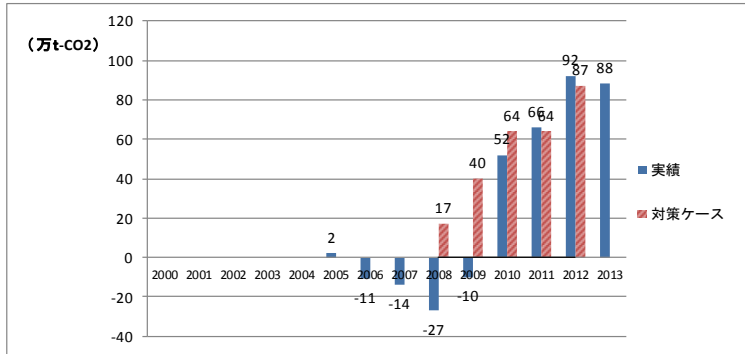
産業廃棄物の排出量の推移

廃棄物処理における対策の推進 ～実績・見込み・評価～

<表1>

排出削減量(万t-CO2)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績						2	-11	-14	-27	-10	52	66	92	88
対策ケース									17	40	64	64	87	



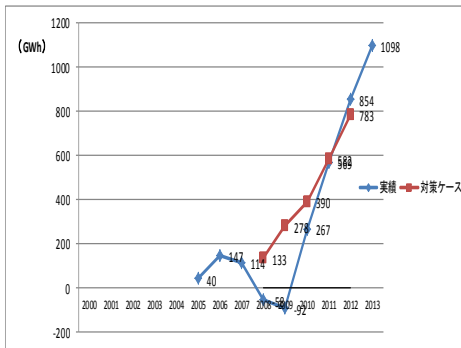
対策・施策の進捗状況に関する評価

- 一般廃棄物処理に係る廃棄物発電電力量については、順調に増加している(表2)。
- 産業廃棄物処理に係る廃棄物発電量は、2007年度値を基準とした増分を指標としており、導入実績が見込みに達しているものの、引き続き施設整備を実施していくことが必要である(表3)。
- プラスチック製容器包装の分別収集量は増加傾向にあるが、分別実施市町村数は近年横ばいのため、更なる分別収集の推進を図る必要がある(表4)。

<表2> 廃棄物発電(一般廃棄物)の電力量増分

対策評価指標(単位:GWh)

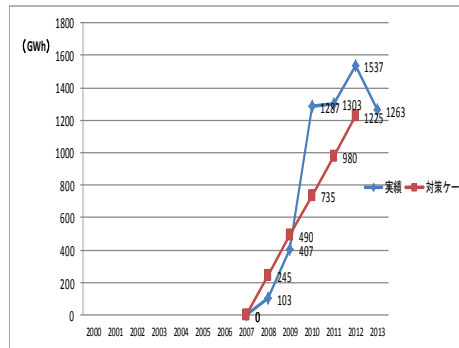
年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績					40	147	114	-58	-92	267	569	854	1098	
対策ケース									133	278	390	582	783	



<表3> 廃棄物発電(産業廃棄物)の電力量増分

対策評価指標(単位:GWh)

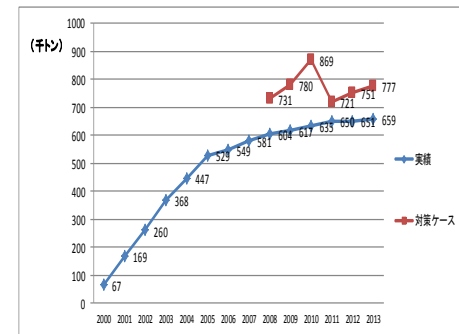
年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績								0	103	407	1287	1303	1537	1263
対策ケース								0	245	490	735	980	1225	



<表4> 容器包装プラスチックの分別収集見込量(指定法人経由)

対策評価指標(単位:千トン)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績	67	169	260	368	447	529	549	581	604	617	635	650	651	659
対策ケース									731	780	869	721	751	777



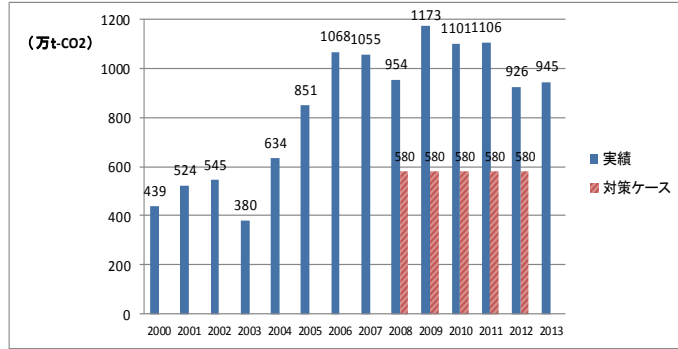
※分別収集見込量:2008～2010年は第5期、2011年及び2012年は第6期分別収集計画により報告された分別された分別収集見込量から市町村独自処理予定量を差し引いた値。

廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進 ～CO2排出削減の実績・見込み・評価～

<表1>

排出削減量(万t-CO2)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績	439	524	545	380	634	851	1068	1055	954	1173	1101	1106	926	945
対策ケース									580	580	580	580	580	



対策・施策の進捗状況に関する評価

●一般廃棄物(プラスチック)の焼却量については、災害廃棄物の影響による増加が見られる年度があるが、リサイクルの推進等により、概ね横ばいで推移している。なお、この焼却量は目標達成計画の目標を達成しているものである。(表2)

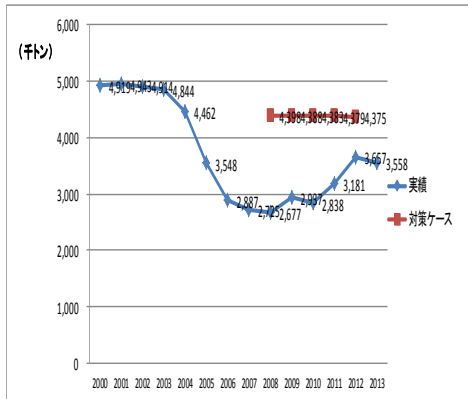
●産業廃棄物(廃油・廃プラスチック)に関しても、2000～2013年度にかけて焼却量の目標を概ね下回る値で推移している(表3、4)。

<表2>

一般廃棄物(プラスチック)の焼却量(単位:千トン)

対策評価指標(単位:千トン)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績	4,919	4,943	4,914	4,844	4,462	3,548	2,887	2,725	2,677	2,937	2,838	3,181	3,657	3,558
対策ケース									4,398	4,388	4,383	4,379	4,375	

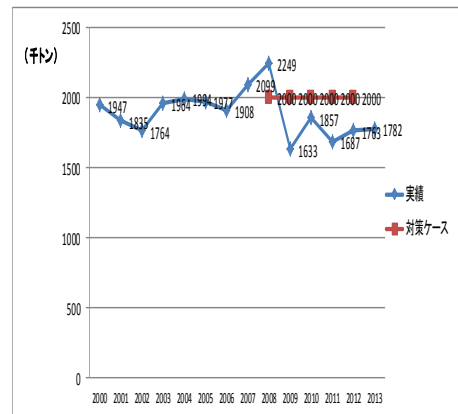


<表3>

産業廃棄物(プラスチック)の焼却量(単位:千トン)

対策評価指標(単位:千トン)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績	1947	1835	1764	1964	1994	1977	1908	2099	2249	1633	1857	1687	1763	1782
対策ケース									2000	2000	2000	2000	2000	

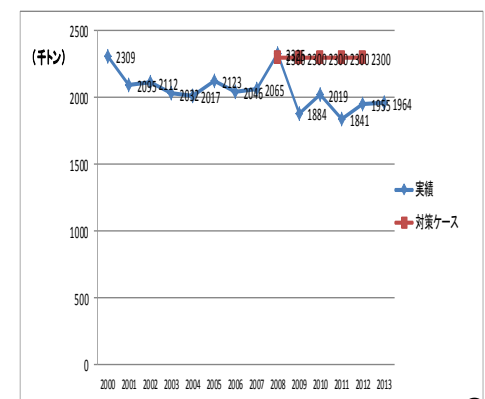


<表4>

産業廃棄物(廃油)の焼却量(単位:千トン)

対策評価指標(単位:千トン)

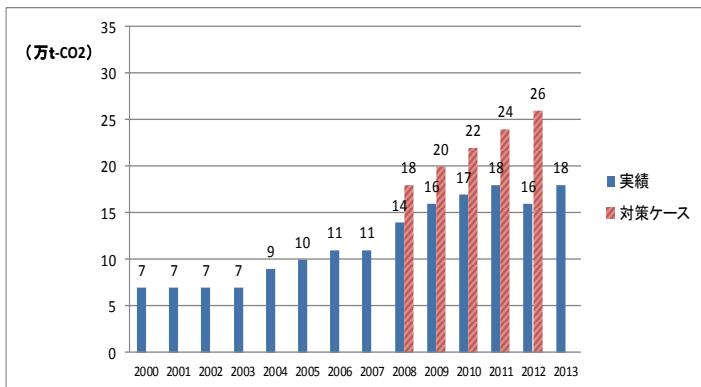
年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績	2309	2095	2112	2032	2017	2123	2046	2065	2325	1884	2019	1841	1955	1964
対策ケース									2300	2300	2300	2300	2300	



一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化 ～N2O排出削減の実績・見込み・評価～

排出削減量(万t-CO2)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績	7	7	7	7	9	10	11	11	14	16	17	18	16	18
対策ケース									18	20	22	24	26	



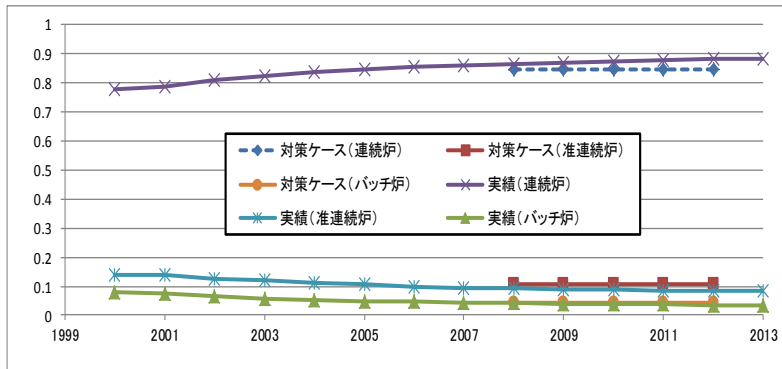
対策・施策の進捗状況に関する評価

●一般廃棄物焼却施設については、N2Oの発生量が少ない連続炉が着実に増加し、発生量が多いバッチ炉が減少している。

●一般廃棄物の焼却量については減少傾向にあるものの、想定ほどの削減が進んでおらず、今後も発生抑制や再生利用の取組の促進が必要である。なお、災害廃棄物の影響により焼却量が増加した年度がある。

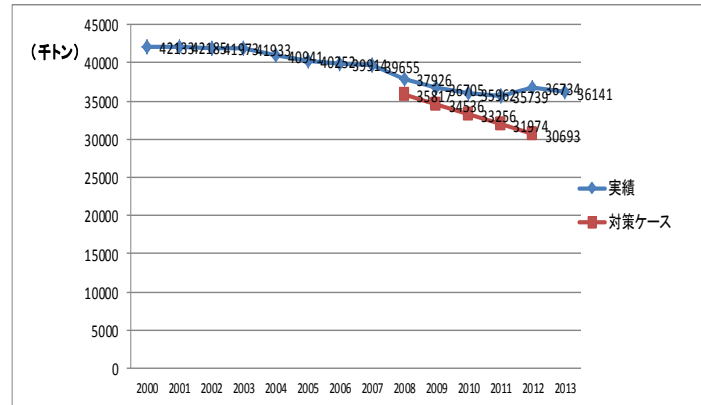
対策評価指標:焼却炉の種類別割合(単位:%)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績(連続炉)	77.9%	78.6%	80.8%	82.3%	83.5%	84.5%	85.3%	86.0%	86.1%	87.0%	87.3%	87.8%	88.0%	88.2%
実績(准連続炉)	14.1%	13.9%	12.7%	12.2%	11.2%	10.5%	9.9%	9.5%	9.4%	9.0%	8.9%	8.5%	8.4%	8.5%
実績(バッチ炉)	8.1%	7.6%	6.6%	5.5%	5.2%	4.9%	4.8%	4.5%	4.5%	4.0%	3.8%	3.6%	3.5%	3.4%
対策ケース(連続炉)									84.7%	84.7%	84.7%	84.7%	84.7%	
対策ケース(准連続炉)									10.9%	10.9%	10.9%	10.9%	10.9%	
対策ケース(バッチ炉)									4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	



一般廃棄物の焼却量(単位:千トン)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績	42133	42185	41973	41933	40941	40252	39914	39655	37926	36705	35962	35739	36734	36141
対策ケース									35817	34536	33256	31974	30693	

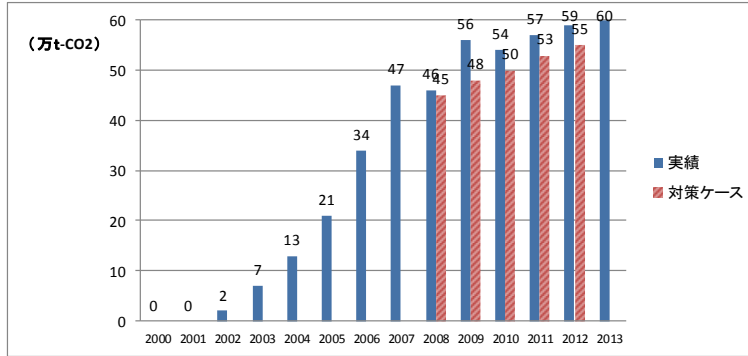


廃棄物の最終処分量の削減等～実績・見込み・評価～

<表1>

排出削減量(万t-CO2)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績	0	0	2	7	13	21	34	47	46	56	54	57	59	60
対策ケース									45	48	50	53	55	



対策・施策の進捗状況に関する評価

●有機性廃棄物の最終処分量については、一般廃棄物、産業廃棄物ともに概ね横ばいで推移している。なお、この処分量は目標達成計画の目標を達成しているものである。(表2, 3)

<表3>

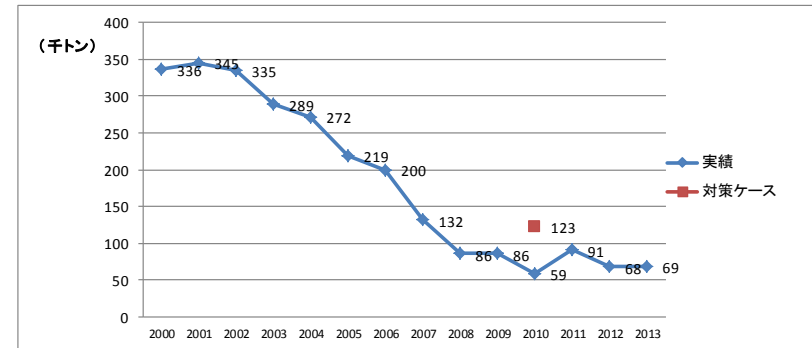
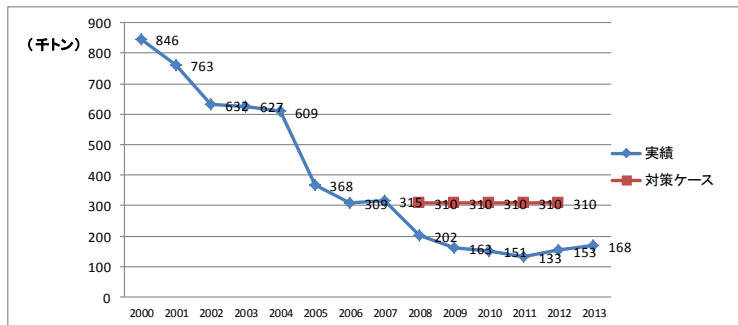
対策評価指標：産業廃棄物(家畜死体、動植物性残渣、紙くず、繊維くず、木くず)の最終処分量(単位:千トン)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績	336	345	335	289	272	219	200	132	86	86	59	91	68	69
対策ケース											123			

<表2>

対策評価指標：一般廃棄物(食物くず、紙屑、繊維くず、木くず)の最終処分量(単位:千トン)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実績	846	763	632	627	609	368	309	315	202	163	151	133	153	168
対策ケース									310	310	310	310	310	



地球温暖化対策推進法の改正による温暖化対策の推進

温室効果ガス排出抑制等指針

概要

- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、事業者に対し以下2つの努力義務を規定（第20条の5及び6）
- 主務大臣は、これらの義務を果たす上で必要な措置を示した排出抑制等指針を公表（第21条）

①事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

業務部門 (平成20年12月)	<ul style="list-style-type: none">○効果的な実施に係る取組<ul style="list-style-type: none">・体制の整備、職員への周知徹底・排出量、設備の設置・運転等の状況の把握・情報収集・整理・PDCAの実施○排出の抑制等に係る措置<ul style="list-style-type: none">・熱源設備、空調設備等ごとに、設備の選択及び使用方法について具体的な措置を提示・エネルギー消費効率の高い熱源機への更新、空調対象範囲の細分化・燃焼設備の空気比の適正化、空調設定温度・湿度の適正化 等
廃棄物部門 (平成24年2月)	<ul style="list-style-type: none">○適切かつ有効な実施に係る取組<ul style="list-style-type: none">・住民の自主的取組促進、分別収集推進等の処理する廃棄物の量の抑制による温室効果ガスの排出抑制○排出の抑制等に係る措置<ul style="list-style-type: none">・排出の抑制等に資する設備の選択・使用方法について具体的な措置を提示○指針に掲げられている措置を講ずることによるCO2排出量の目安<ul style="list-style-type: none">・「一般廃棄物焼却施設ごとの処理量当たりのCO2排出量」を目安とし、焼却施設の種類や処理能力に応じて設定
産業部門 (製造業) (平成25年4月)	<ul style="list-style-type: none">○効果的な実施に係る取組<ul style="list-style-type: none">・体制の整備、職員への周知徹底・排出量、設備の設置・運転等の状況の把握・情報収集・整理・PDCAの実施○排出の抑制等に係る措置<ul style="list-style-type: none">・燃焼設備、電力応用設備等ごとに、設備の選択及び使用方法について具体的な措置を提示・エネルギー消費効率の高いボイラーを導入、回転数制御装置を導入・燃焼設備の空気比の適正化、空調設定温度・湿度の適正化等

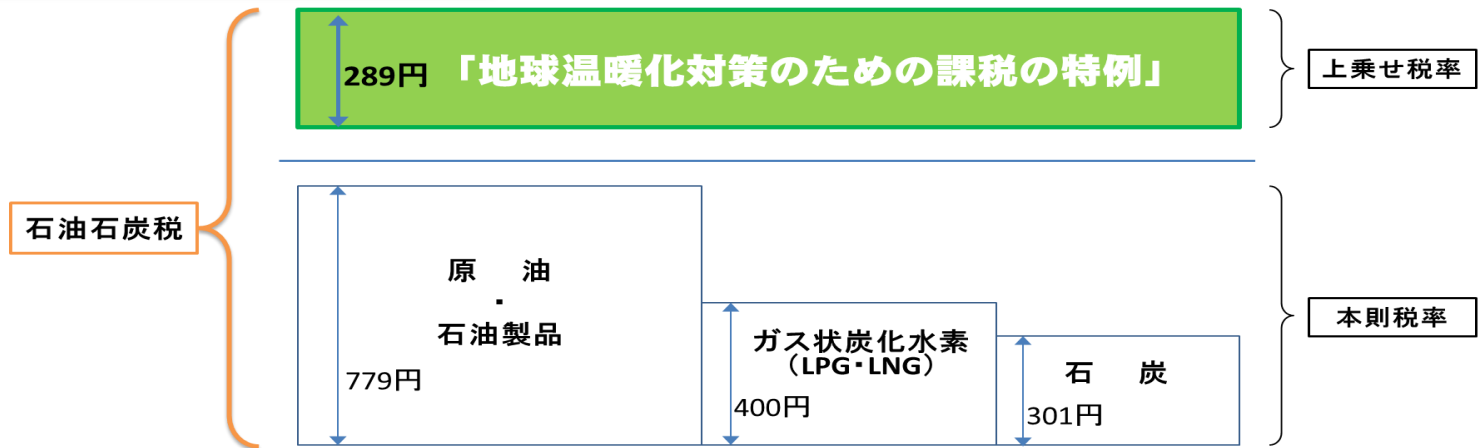
②日常生活における温室効果ガスの排出の抑制への寄与に係る措置に関する事項（平成20年12月～）

- 事業者が講ずべき一般的な措置
 - ・エネルギー消費効率が高い製品等の製造 ・地方公共団体等との連携 等
 - ・カーボン・フットプリント制度等の「見える化」の活用による情報の提供
- 事業者が講ずべき具体的な措置
 - 照明機器、冷暖房機器等ごとに、日常生活用製品等の製造等について講ずべき措置を提示
 - ・エネルギー消費量の少ない照明機器の製造等

ポリシーミックスの活用① 地球温暖化対策のための税について

- 全化石燃料に対してCO2排出量に応じた税率(289円/CO2トン)を上乗せ
- 平成24年10月から施行し、3年半かけて税率を段階的に引上げ(平成28年4月から最終段階に引上げ)
- 石油石炭税の特例として、歳入をエネルギー特会に繰り入れ、我が国の温室効果ガスの9割を占めるエネルギー起源CO2の排出抑制対策に充当

CO2排出量1トン当たりの税率



段階施行

課税物件	本則税率	H24年10/1~	H26年4/1~	H28年4/1~
原油・石油製品 [1kℓ当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1t当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1t当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

※()は石油石炭税の税率

税 収

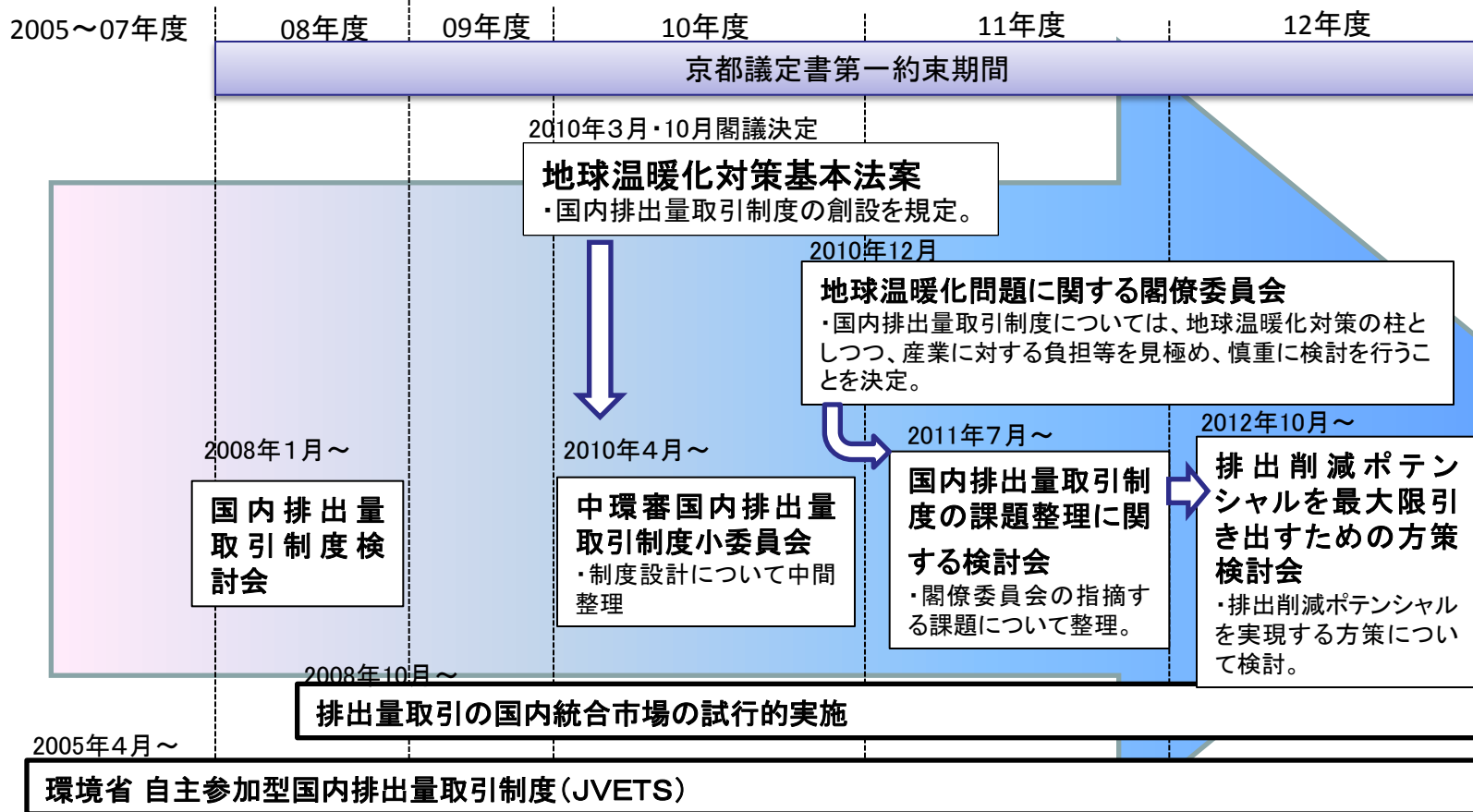
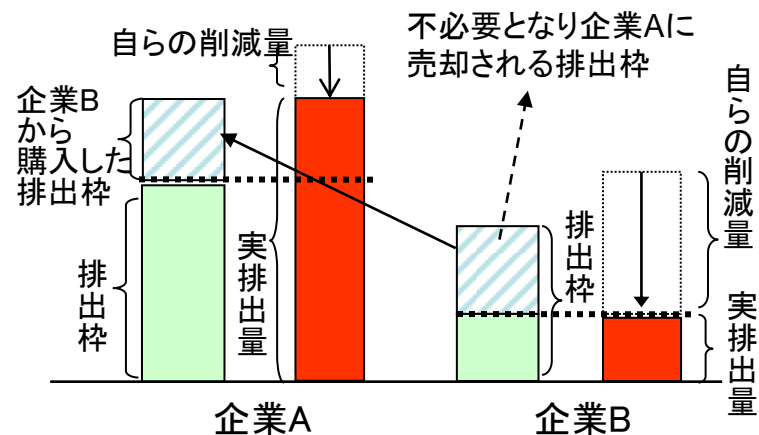
初年度(H24年度) : 400億円 / 平年度(H28年度以降) : 2,600億円

➡ 再生可能エネルギー大幅導入、省エネ対策の抜本強化等に活用

ポリシーミックスの活用②（国内排出量取引制度）

国内排出量取引制度

温室効果ガス排出者の一定期間における温室効果ガスの排出量の限度を定めるとともに、その遵守のための他の排出者との温室効果ガス排出量に係る取引等を認める制度。



温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

施策の全体像

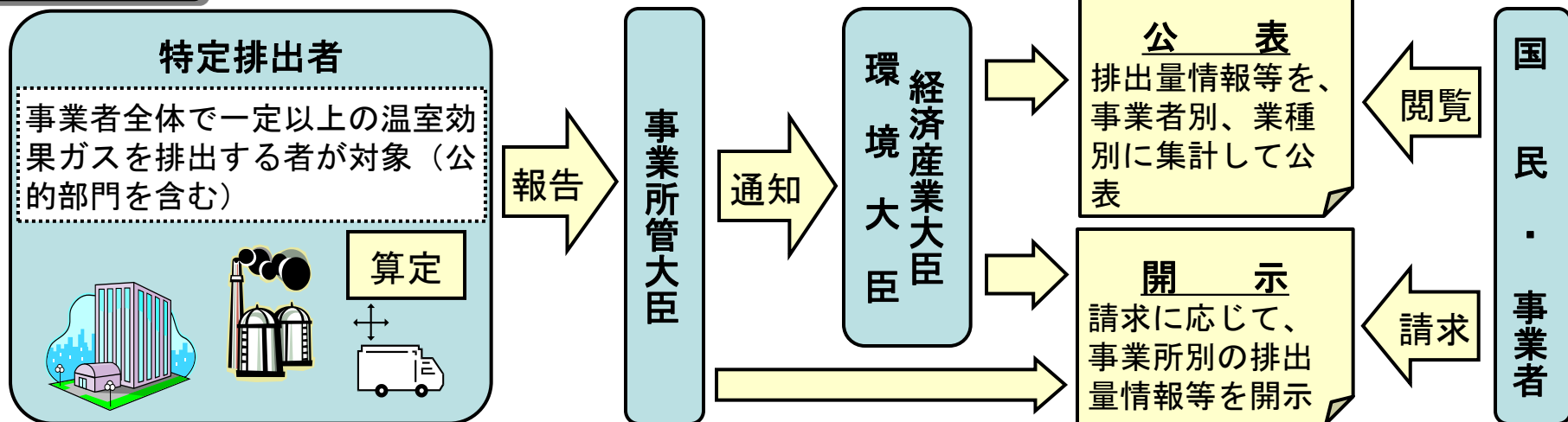
温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する制度。

- ・排出者自らが排出量を算定することによる自主的取組のための基盤の確立
- ・情報の公表・可視化による国民・事業者全般の排出削減に向けた自主的取組の促進・機運醸成

実施した施策の概要

- 10年度 : 平成20 (2008) 年度の排出量報告の集計・公表の実施
- 11年度 : 平成21 (2009) 年度の排出量報告の集計・公表の実施
- 12年度 : 平成22 (2010) 年度の排出量報告の集計・公表準備の実施
- 13年度 : 平成22 (2010) 年度の排出量報告の集計・公表の実施

制度の概要



※排出量の増減理由等の関連情報も併せて報告することが可能

※排出量の情報が公にされることで権利利益が害される恐れがあると思料される場合は権利利益の保護を請求することが可能

※報告義務違反、虚偽の報告に対しては罰則

事業活動における環境配慮の促進①

目的

持続可能な経済活動を築いていくためには、企業の環境保全などの取組が市場において積極的に評価されることが必要である。そのために、以下を目的とした施策を行う。

- 環境への取組が市場で高く評価される仕組みが形作られ、各経済主体の取組能力が向上すること。
- 企業活動における環境情報が、適宜、適切に提供され、広く普及すること。

施策の概要

○「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(環境配慮促進法)の評価・検討

24年度:環境報告ガイドラインの改訂・普及を行うとともに、環境報告の要約版を作成し、ICTを利用した開示を試行的に実施した。

25年度:環境報告のさらなる質の向上ならびに普及策として、環境報告書の記載事項等の手引き及び環境報告書に係る信頼性向上の手引きの改訂を実施した。

○環境金融の拡大

企業活動の環境配慮や環境保全活動などを促進する環境金融の拡大についてのより具体的な施策

24年度:環境格付融資を通じた利子補給事業、リースを活用した低炭素機器普及促進事業、持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則の普及促進など、環境金融の裾野の拡大に向けた施策を実施した。

25年度:引き続き、上述の環境金融の裾野の拡大に向けた施策を実施した。

また、金融メカニズムを活用して民間資金を呼び込みつつ投資の促進、市場の拡大を図ることで低炭素社会を創出するため、「低炭素社会創出ファイナンス・イニシアティブ」の下、地域低炭素投資促進ファンド」の創設等の取組を進めた。

○エコアクション21の普及促進

24年度:業種別ガイドラインの策定や、前年度に引き続きエコアクション21の普及促進を実施した。

25年度:継続して認証取得している事業者へのフォローアップの実施や、エコアクション21の普及促進を実施した。

事業活動における環境配慮の促進② 環境金融による低炭素投資の促進

課題

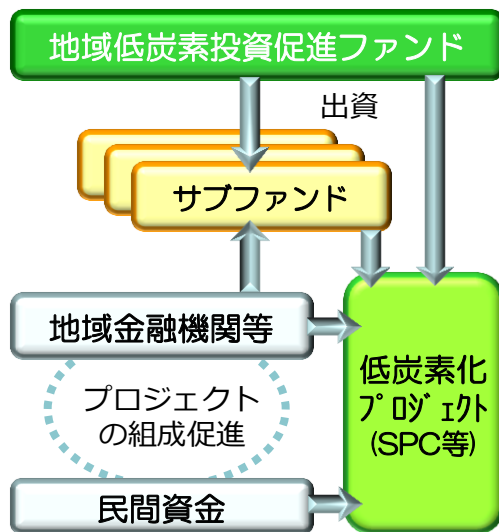
○低炭素社会創出のためには、**再生可能エネルギーの飛躍的導入、省エネルギーの徹底を柱として巨額の追加投資が必要であり、民間資金の活用が不可欠。**

- ・平成25年1月に公表した「**低炭素社会創設ファイナンス・イニシアティブ**」を強力に推進し、**民間資金の導入を加速**して、**地域における低炭素化プロジェクトを全国的に展開。**
- ・**地域・事業者・金融機関等の使う側の視点に立って、ニーズに合わせたメニューを展開。**

地域低炭素投資促進ファンド

民間資金の呼び水として、低炭素化プロジェクトに出資をする地域低炭素投資促進ファンドを組成。

地域金融機関等と連携し、サブファンドの組成の拡大を図り、CO2削減と地域活性化に資する低炭素化プロジェクトへの民間投資を一層拡大。



環境金融の拡大に向けた利子補給

低炭素化プロジェクトにおける金利負担の軽減、資金調達の円滑化を図るとともに、コーポレートベース/プロジェクトベースの両面から環境配慮の取組を評価する視点を組み込んだ融資を促進するため、利子補給を実施。

家庭・事業者向けエコリースの促進

導入に際して多額の初期投資費用（頭金）を負担することが困難な家庭及び事業者について、こうした負担を軽減するため、低炭素機器を「リース」で導入した場合に、リース総額の一部を助成。

気候変動枠組条約及び京都議定書に基づく温室効果ガス 排出量・吸収量の算定のための国内制度の整備

実施した施策の概要と今後の予定

2010～2012年度	2008年度～2010年度温室効果ガス排出量・吸収量インベントリの条約事務局への報告、官報による告示等を行った。また、インベントリの精緻化を図るための調査・研究等を実施した。
2013年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書第一約束期間残りの2011年度及び2012年度インベントリの報告に向け、引き続き、精緻化を図るための調査・研究等を実施していく。 ・加えて、2013年以降の次期枠組みにおいては、新たな報告ガイドラインを適用したインベントリの作成が必要になるため、2015年提出のインベントリに向けて算定方法等の調査・研究等を行う。

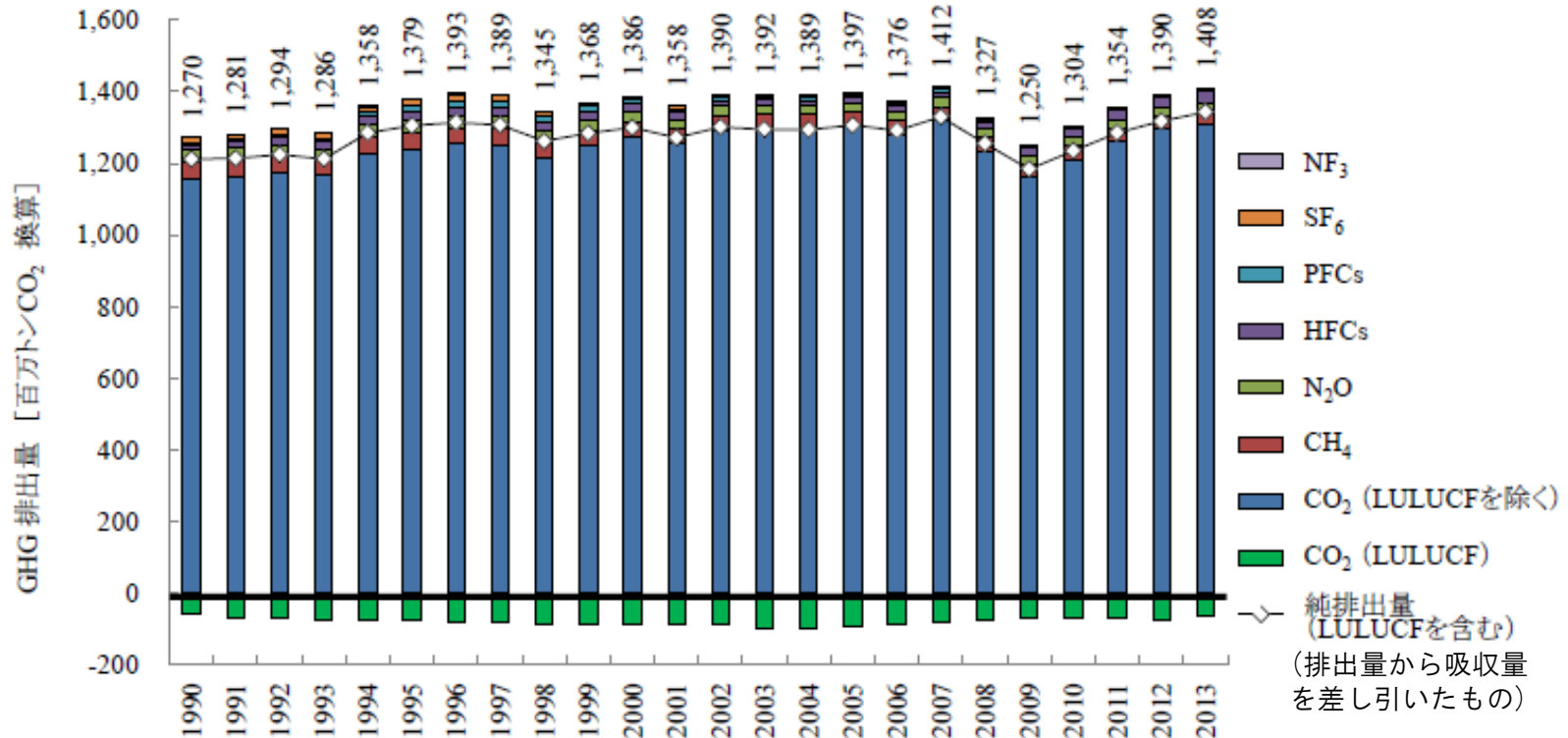


図 日本の温室効果ガス排出量及び吸収量の推移

(出典：日本国温室効果ガスインベントリ報告書(2015年4月))

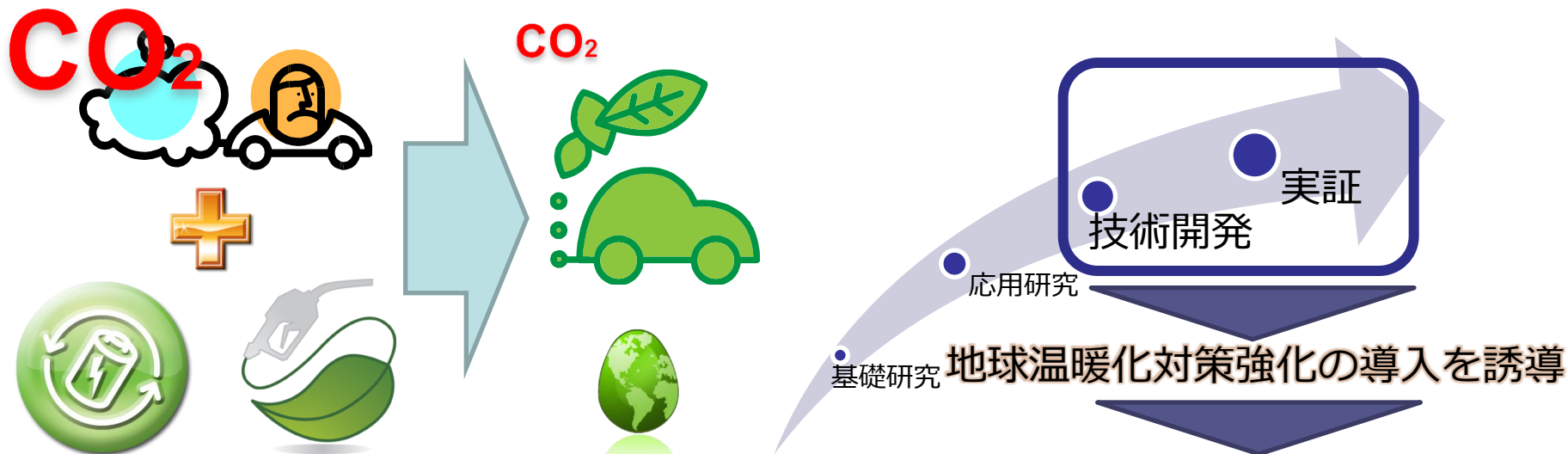
温暖化対策技術開発の推進

地球温暖化対策技術開発等事業

- ◆ 早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源二酸化炭素排出量削減に寄与する省エネルギー・再生可能エネルギー技術の開発・実証について提案を公募し、外部専門家による審査を経て委託・補助により実施
- ◆ 優良技術を社会に組み込むための実証研究や、再生可能エネルギーの導入による自然環境及び生活環境への悪影響を克服する技術開発等を推進

CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業

- ◆ 将来の規制等対策強化のシナリオに基づき技術開発等の課題を提示し、将来的な地球温暖化対策の強化につながり、各分野におけるCO2削減効果が相対的に大きいものの、民間の自主的な取組だけでは十分に進まない技術開発や実証事業を重点的に支援



本事業によりCO₂削減技術のステージアップを重点的に支援

CO₂排出大幅削減により低炭素社会を実現

気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化①

環境研究総合推進費

- 環境保全施策に貢献する先導的・独創的な研究を推進するための政策反映指向型競争的資金（平成25年度予算額：5,387百万円（内数））
- 平成21年度より、アジア諸国の低炭素社会実現のためのビジョンとロードマップを描く「アジア低炭素社会に向けた中長期的政策オプションの立案・予測・評価手法の開発とその普及に関する総合的研究」及び越境大気汚染物質の削減と地球温暖化の防止を図る共便益（コベネフィット）アプローチによる「東アジアにおける広域大気汚染の解明と温暖化対策との共便益を考慮した大気環境管理の推進に関する総合的研究」の2つの戦略的研究開発領域課題を実施。（平成25年度終了）
- 平成22年度より、自治体レベルでの温暖化影響の定量的評価と適応策立案手法の開発等をするため「温暖化影響評価・適応施策に関する総合的研究」の戦略的研究開発領域課題を開始。
- 平成24年度より、地球規模での気候変動リスク管理戦略を構築・提示する「地球規模の気候変動リスク管理戦略の構築に関する総合的研究」の戦略的研究開発領域課題を開始。

低炭素社会国際研究ネットワーク

- 平成25年度に低炭素社会国際研究ネットワーク（LCS-RNet）の第5回年次会合、低炭素アジア研究ネットワーク（LoCARNet）第2回年次会合を開催し、低炭素社会に関する国際研究を推進。

適応に関する研究のとりまとめ

【国内】

- 平成22年11月に「気候変動適応の方向性」をとりまとめ、公表するなど、各分野における温暖化影響に関する情報を収集、整理し、我が国における効果的、効率的な適応策の検討を推進。
- 平成25年3月に、日本を中心とする近年の気候変動の現状と将来の予測及び気候変動が及ぼす影響について体系だてて整理した『気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート』を作成・公表。
- これらの作成・公表、及び地域セミナーの開催を通じて、国や地域レベルでの「気候変動に柔軟に適応できる社会づくりの促進」に資するよう、日本国内の気候変動による影響や適応に係る普及啓発を実施。
- 中央環境審議会地球環境部会に気候変動影響評価等小委員会を設置し、政府全体の適応計画策定に向けて気候変動の影響評価に関する審議を開始。

【国際】

- 平成22年度より、アジア太平洋気候変動適応ネットワーク（APAN）のハブセンターを支援し、同地域における適応の知識ギャップ分析やニーズの把握、情報収集・分析等を行い、適応の推進。

気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化②

温室効果ガス観測センサの開発・運用

- 平成24年度より着手したGOSAT後継機に搭載する観測センサの開発を引き続き実施
- 平成25年度5月から、大気輸送モデルを用いて推定したメタンの全球三次元濃度分布データ及び地域別のメタンの月平均吸収排出量の算出を開始。

IPCC

- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第5次評価報告書(AR5)(2013年～2014年にかけて完成・公表)の査読プロセスにおいて、草案に対して我が国の意見を関係省庁と協議のもとで作成・提出し、AR5作成に積極的に貢献。
- また、AR5に我が国の最新の研究成果等が適切に盛り込まれるよう、日本人執筆者への支援や意見交換等を実施。

地球温暖化に関する地球観測の連携促進

- 「地球観測の推進戦略」(2004年12月総合科学技術会議決定)に基づき、地球観測システム(温暖化分野)を統合されたものとするため、平成18年度に「地球観測連携拠点(温暖化分野)」を環境省と気象庁が共同で設置。
- 平成24年度は、引き続き地球温暖化分野に関する関係府省・機関の地球観測連携拠点の事務局を運営。

政府によるクレジット取得について

- ・京都議定書目標達成計画に基づき、国内対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分(基準年総排出量比1.6%、約1億トン)について、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO。現・国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構。)を通じて、京都メカニズムクレジットを取得することにより対応する。
- ・日本政府は、2014(平成26)年3月末までに9,749.3万トンのクレジットを取得したところ。

政府

経済産業省・環境省 による予算措置

平成18年度予算 購入費	49億円
平成19年度予算 購入費	122億円
平成20年度予算 購入費	303億円
平成21年度予算 購入費	429億円
平成22年度予算 購入費	424億円
平成23年度予算 購入費	159億円
平成24年度予算 購入費	76億円
平成25年度予算 購入費	98億円

契約時

クレジット購入委託契約の締結

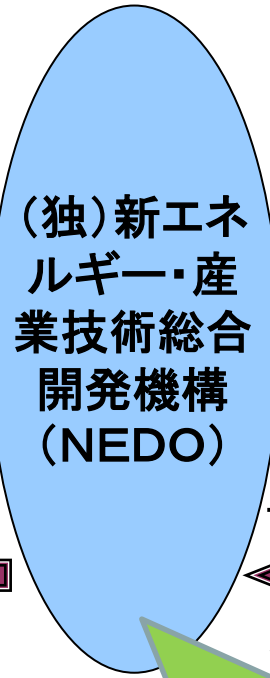


クレジット生成時

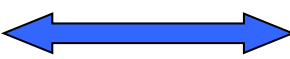
残金支払い



クレジット引き渡し



クレジット調達契約の締結



残金支払い



クレジット引き渡し

プロジェクト実施者等

プロジェクト実施者は、技術・資金等を提供して、途上国等においてプロジェクトを形成し、クレジットを取得する。

(プロジェクト例)
省エネルギープロジェクト
バイオマス発電プロジェクト

NEDOによるクレジット取得事業の現況:
移転実績総量 : 9,749.3万トン
 (CO2換算。2013年度までの累積)